

# 第1回智頭町議会定例会会議録

平成29年3月8日

(第1日)

智 頭 町 議 会

## 第1回智頭町議会定例会会議録

平成29年3月8日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第21号 智頭町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 6. 議案第22号 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第 7. 議案第23号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 8. 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 9. 議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第10. 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第28号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第29号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第14. 議案第30号 智頭町埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第15. 議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第16. 議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第33号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第18. 議案第34号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部

改正について

- 第19. 議案第35号 智頭町教育委員会教育長の任命について
- 第20. 議案第36号 智頭町監査委員の選任について
- 第21. 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22. 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第23. 議案第39号 第7次智頭町総合計画「基本構想」を定めることについて
- 第24. 議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第25. 議案第41号 智頭病院改革プランの策定について
- 第26. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイ・サービスセンター）について
- 第27. 議案第43号 智頭町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定めることに関する協議について
- 第28. 議案第 1号 平成29年度智頭町一般会計予算
- 第29. 議案第 2号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第30. 議案第 3号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第31. 議案第 4号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第32. 議案第 5号 平成29年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第33. 議案第 6号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第34. 議案第 7号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第35. 議案第 8号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第36. 議案第 9号 平成29年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第37. 議案第10号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第38. 議案第11号 平成29年度智頭町水道事業会計予算
- 第39. 議案第12号 平成29年度智頭町病院事業会計予算
- 第40. 議案第13号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第41. 議案第14号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第42. 議案第15号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補

正予算（第1号）

- 第43. 議案第16号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第44. 議案第17号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第45. 議案第18号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第46. 議案第19号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第47. 議案第20号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第48. 議案第44号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 第49. 議案第45号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第50. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第21号 智頭町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 6. 議案第22号 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第 7. 議案第23号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 8. 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 9. 議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第10. 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 第11. 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第28号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第29号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第14. 議案第30号 智頭町埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第15. 議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第16. 議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第33号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第18. 議案第34号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第35号 智頭町教育委員会教育長の任命について
- 第20. 議案第36号 智頭町監査委員の選任について
- 第21. 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22. 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第23. 議案第39号 第7次智頭町総合計画「基本構想」を定めることについて
- 第24. 議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第25. 議案第41号 智頭病院改革プランの策定について
- 第26. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイ・サービスセンター）について
- 第27. 議案第43号 智頭町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定めることに関する協議について
- 第28. 議案第 1号 平成29年度智頭町一般会計予算
- 第29. 議案第 2号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第30. 議案第 3号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第31. 議案第 4号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

- 第32. 議案第 5号 平成29年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算  
第33. 議案第 6号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計予算  
第34. 議案第 7号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算  
第35. 議案第 8号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計予算  
第36. 議案第 9号 平成29年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算  
第37. 議案第10号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算  
第38. 議案第11号 平成29年度智頭町水道事業会計予算  
第39. 議案第12号 平成29年度智頭町病院事業会計予算  
第40. 議案第13号 平成28年度智頭町一般会計補正予算(第6号)  
第41. 議案第14号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第5号)  
第42. 議案第15号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補  
正予算(第1号)  
第43. 議案第16号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第5号)  
第44. 議案第17号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第3号)  
第45. 議案第18号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第  
5号)  
第46. 議案第19号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)  
第47. 議案第20号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)  
第48. 議案第44号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の  
委託に関する規約の変更について  
第49. 議案第45号 工事請負契約の締結についての一部変更について  
第50. 陳情について

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 河村 仁志

2番 高橋 達也

3番 大藤 克紀

4番 岩本 富美男

5番 中野 ゆかり

6番 平尾 節世

7番 谷口 雅人  
9番 徳永 英太郎  
11番 大河原 昭洋

8番 岸本 眞一郎  
10番 石谷 政輝  
12番 酒本 敏興

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷 誠一郎	
副町	長	金児 英夫	
教	育	長	石 彰 祐
総務課	長	葉狩 一樹	
企画課	長	河村 実則	
税務住民課	長	矢部 整	
教育課	長	西沖 和己	
地域整備課	長	草刈 英人	
山村再生課	長	山本 進	
地籍調査課	長	岡田 光弘	
福祉課	長	國政 昭子	
会計課	長	矢部 久美子	
税務住民課参事兼水道課長		藤森 啓次	
福祉課参事		江口 礼子	
病院事務次長		寺谷 和幸	
農業委員会事務局長		萩原 学	

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 寺坂 英之  
書記 大藤 翔太

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） 　　ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

#### 日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、中野ゆかり議員、6番、平尾節世議員を指名します。

#### 日程第2． 会期の決定

○議長（酒本敏興） 　　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの14日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 　　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの14日間に決定しました。

#### 日程第3． 諸般の報告

○議長（酒本敏興） 　　日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成28年12月分から平成29年2月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご了承ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますので御報告いたします。

次に、鳥取県広域行政管理組合議会定例会が、去る2月9日、10日に開会され、4件の議案が上程され、原案どおり可決されています。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、八頭環境施設組合議会定例会が、去る2月10日に開会され、2件の議案が上程され、原案どおり可決されています。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る2月13日に開会され、6件の議案が上程され、原案どおり可決されています。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、3月1日付をもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましてはお手元に配付しておりますので、後ほどごらんをいただき、議会活動または議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．町長の提案理由の説明

○議長（酒本敏興） 日程第4、町長提案議案の上程、議案第1号 平成29年度智頭町一般会計補正予算から議案第45号 工事請負契約の締結についての一部変更についてまでの45議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第1回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはお忙しいところ出席いただき、まことにありがとうございます。

まず、去る1月23日から24日にかけて、本町観測史上最高の日降雪量を記録する豪雪に見舞われ、町内の建設業者をはじめ、国土交通省、鳥取県及び町など関係者が夜を徹して対応してまいりましたが、除雪や長時間にわたる立ち往生などへの対応が十分に行き届かず、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを、この場をおかりしましておわび申し上げる次第であります。

また、町内の国道で発生した24時間以上に及ぶ大渋滞では、町民の皆様によ

る休息所の提供や炊き出しなどの支援、独居・高齢者世帯への除雪などに対しまして、心からお礼申し上げます。このことは、一昨年から本町が掲げております、「おせっかいのまち」として、隣近所や地域を気にかけるお互いさまの心を大切にしましたものであったと確信しております。全町民の皆様には感謝申し上げます。

それでは諸議案の説明に先立ちまして、平成29年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、住民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、我が国の経済は国の経済対策により、景気は緩やかな回復基調が続いており、デフレ脱却・経済再生と財政健全化は、双方ともに前進してきたとされています。引き続き経済・財政再生計画の枠組みのもと、アベノミクスの効果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営に努めるとされているところであります。

一方、人口減少や高齢化、現役世代の先行き不安等の構造的課題から、個人消費や設備投資等の民需に力強さを欠く状況にあるほか、地方においてははまだ経済成長を実感できていない状況にあります。

このような中、平成29年度の地方財政計画では、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額では前年度を0.7%上回る、過去最大の額が確保されたところですが、地方交付税にあっては2.2%の減となり、また国においては厳しい財政状況の中、平成32年度の基礎的財政収支黒字化を目標に、歳出改革等を着実に実行することとしており、今後地方交付税等についても厳しい調整が行われることが予想され、本町財政に厳しい影響を及ぼすことが懸念されるところです。

本町においては、自主財源である町税のうち、市町村民税の個人にあっては、給与所得減に伴い減収見込みであります。収益増に伴う法人税は増収を見込んでいます。また、固定資産税につきましては、償却資産の減収など、一般財源の確保が困難となる一方、義務的経費は累増するほか、新たな行政課題への対応など、なお厳しい状況が続いています。

しかしながら、このような財政状況にあっても、今般策定しました、「第7次智頭町総合計画」と平成27年8月に策定した「まち・ひと・しごと創生智頭町総合戦略」を連動させ、将来を見通し本町が取り組むべき諸課題に、積極的に対

応していかなければなりません。

私は、明日の智頭町は住民1人ひとりが光り輝き、元気な集落、元気な地区が形づくるものであると考えており、そのことがひいては理想とする地域自治、住民自治につながっていくものと信じております。

本年は、平成9年に産声を上げた「日本1/0村おこし運動」が、21年目の新たなスタートとなる節目の年ではありますが、集落ゼロイチ10年の土台の上に、これまで集落単位で育ててきた草の根の住民自治を、地区レベルにまで拡大するボトムアップ型の運動を基本として、旧小学校区単位での地区振興協議会が、平成20年に山形・山郷地区で立ち上がり、地区単位のゼロイチ運動へと発展し10年目を迎えます。

それぞれの振興協議会では、地域の特色を生かした森林セラピーロードの開設や防災マップの作成、森のミニデイなどに取り組み、着実に成果が見えてきていると実感しているところであります。また、平成23年度末には小学校を統合し、5地区にあった小学校の利活用についても、地区振興協議会が中心となって検討を行い、企業誘致や企業研修の受け入れなど、地域の特色を生かした取り組みが進められています。今後の「日本1/0村おこし運動」につきましては、本町が進めている福祉のまちづくりの視点から、新たな展開を見据えて十分に検討していきたいと考えております。

また、平成20年12月14日、第1回百人委員会「企画提案会」を開催以来、本年12月で第10回目を迎えることとなり、これまでの実績評価と課題を十分認識し、中学生、智頭農林高校生、鳥取大学生に加え、新たに小学生の参加を考えており、町民の提案とあわせて、幅広い年齢層から提案をいただくことにより、本町のまちづくりに生かしていくことを期待しているところであります。今後も、住民と行政が協働し住民自治力を高め、地方創生のパイオニアとしての役割を果たすべく、さらなるまちづくりに邁進してまいります。

さらには、本年を「みんなで支え合う地域福祉の元年」と位置づけ、それぞれの地域の個性が発揮できる、福祉の実現を目指すこととしております。まずは、そこに住む住民が肩を寄せ合い、ともに支え合いながら、地域が幸せになり、心も暮らしも豊かに智頭らしく生きていくことこそが、福祉の原点ではないかと考え、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域とのつながりを重点に置いた智頭らしい福祉を、地域の方々とともに考え推進することとしています。

このような考えのもと編成しました、平成29年度一般会計予算は、地方創生総合戦略施策の推進をはじめ、地域で支え合う福祉の体制づくり、子育て支援、移住・定住促進対策、林業・木材産業の振興、消防団拠点施設の整備、消防ポンプ車の更新、社会資本整備総合交付金事業を活用した道路・橋梁整備など計上したところでありますが、新保育園整備事業が完了したことにより、予算総額は前年度比6億5,300万円、9.9%減の59億6,500万円となりました。

平成29年度当初予算編成にあたっての基本姿勢であります。私は町長就任以来、疲弊した世の中にあって、地方の時代、田舎のよさが見直されるときが必ずやってくると信じ、低迷する林業と農業にあえて光をあて、訪れる人がいやされるまちを目指して「みどりの風が吹く疎開のまち智頭」をまちの表札として掲げ、諸施策に取り組んでいるところでありますが、国の根幹を支える林業・農業を基軸とした町民が主役のまちづくりについては、第7次総合計画の基本姿勢として、引き続き取り組みたいと考えております。

新年度からスタートする第7次総合計画は、第6次総合計画での成果を次のステップへと進むため、これまで培ってきた地域資源やそれに伴うさまざまな動きを、主役である町民1人ひとりが認識し、そして連携し合いながら共通のまちのビジョンを描くことをテーマとして、「1人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を町の将来像に掲げ、1人ひとりが豊かで幸せな「ちづ暮らし」を実現できる社会を目指すこととしております。

まず、福祉分野では、みんなで支え合う地域福祉の実現に向け、本町に暮らす全ての人々が、生きがいを持ちながら自立した生活をおくることができるよう、支え合いをキーワードに居場所づくりとしての環境整備や、地域づくりの支援を展開していきます。また、保健・医療・福祉対策を一体的に推進することとし、健康寿命の延伸を目指し、町民が健康でいきいきと生活できるよう、疾病予防、健診事業、健康づくり事業及び介護予防事業などの充実や、地域包括ケア体制の構築を推進するとともに、生活困窮者自立支援法に基づく事業として、新たに子どもの居場所づくり事業を実施することとしています。

本町の将来を担う子どもたちの教育環境の整備につきましては、最重要施策と位置づけ、平成24年に町内6小学校の統合を、平成26年には智頭中学校の改築を、また昨年度から、長年の懸案でありました保育園の一園化に着手し、本年4月にはちづ保育園を開園し、ゼロ歳児から5歳児までの連続した保育の充実を

図ることとしております。本町が目標としていますが、ゼロ才から15才の春を目指し、智頭町らしい特色ある教育をより一層進めるため、英知を結集して次代を担う子どもたちの育成に努めてまいり所存です。

また、「子ども達がまちを救う」をテーマのもと、将来の地域社会を担う、智頭中学校・智頭農林高等学校の生徒、さらには鳥取大学による、まちづくりの企画提案が百人委員会で発表され、この提案を町政に反映し、ひいては若い力が地方創生を智頭町から発信できるよう取り組んでいきます。

次に、総合戦略の施策の推進についてですが、本年度から「地方創生加速化交付金事業」で取り組んでいます、本町の豊かな自然環境で出産から子育てまでの受け皿としての「育みの郷」、「智頭町版企業人材再生駐屯地」、及び「智頭町版自伐林家養成事業」につきましては、「地方創生推進交付金事業」を活用しながら、さらなる推進を図ってまいります。

町の重要な基幹産業である林業につきましては、木材価格が低迷している現下の厳しい情勢を踏まえつつ、町面積の93%を占める宝の山をいかにして再生し、あらゆる角度から磨きをかけながら、10年後、20年後、そして50年後といった、次の世代につなげていくかということが、最も重要な課題として認識しております。引き続き、間伐をはじめとする森林整備の推進、低コスト林業の推進、原木市場への安定供給、智頭材の利用推進、担い手の確保・育成等について、粘り強く取り組んでいくこととしています。

次に、農業につきましては、条件が不利な農地が多い中で、「誰が智頭の農地を守るのか」、「いかにして農家所得の向上を図るのか」ということでもあります。智頭の豊かな自然環境が育む、本物の農産物の供給体制の確立を目指し、担い手への農地集積や遊休農地の解消による農地の有効活用の推進、特産農産物の生産振興、担い手の確保・育成、鳥獣被害対策の推進はもとより、本年度から取り組んでいます、自然栽培をステップアップするなど、智頭ならではの農業施策を進めてまいります。

移住・定住促進対策につきましては、森のようちえんや百人委員会など、新しいことにチャレンジできる環境により、本町への移住希望者も増加傾向であります。引き続き空き家バンク制度を活用し、さらなる移住者の受け入れ態勢の充実を図ってまいります。また、従来からの移住定住促進事業に加え、移住の決め手となるには、体験を通して肌で感じていただくことが必要であることから、新年

度は気軽に利用できる、ゲストハウスを整備することとしています。

子育て支援分野では、少子化の進行、地域社会の活力低下、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現が求められています。このため、「智頭町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種事業を実施しているところですが、新年度から新たな子育て支援策として、在宅育児世帯への給付制度による経済的支援を行い、より一層子育て制度の充実を図ることとしています。

教育分野では、引き続き小中学校の教育環境の整備・充実に努めるとともに、新たにスクールソーシャルワーカーを配置し、学校・家庭・地域等と連携し、児童・生徒の学校におけるさまざまな問題に取り組むこととしています。また、新図書館の整備につきましては、基本構想及び基本計画の策定に着手することとしています。

商工振興につきましては、商店の活性化と魅力向上に向け、引き続き店舗改修に要する費用の助成、新規創業・開業支援に対する助成を行うこととしており、まちなかのにぎわいや雇用の創出につながるよう、積極的に支援することとしています。また、空き校舎を活用した企業誘致につきましても、引き続き推進してまいります。

病院事業につきましては、診療圏人口の減少の中で、一層の患者確保に努め、健全経営に向け鋭意取り組んでいきます。

そのほか、雇用確保や都会から地方への人の流れをつくるため、地域おこし協力隊を積極的に登用するほか、集落支援員制度を活用し、地域振興、高齢者の見守りなど、17人の雇用を創出することとしています。

平成29年度予算は、先ほど述べたような考え方に沿い、国・県等の補助制度を有効に活用し、第7次総合計画の基本理念である「森の恵みを活かしたまちづくり」「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」「子どもから大人まで学びと成長のまちづくり」「地域のつながり、家族のつながりでつくるまちづくり」の具体的な施策及び、総合戦略の各種施策を重点項目として編成を行いました。

それでは諸議案を審議していただくにあたり、主な議案につきましてその概要を説明します。

まず、議案第1号 平成29年度智頭町一般会計予算について説明します。

「森の恵みを活かしたまちづくり」であります。豊かな自然に囲まれた環境で、出産の喜び、子育てのすばらしさを感じることができる育みの郷構想の実現に向け、拠点施設の整備を行うとともに、引き続き妊娠から出産、育児、子育て、更年期など総合的に支援するため、女性サポートセンターの運営支援のほか、生まれてきた子どもの誕生の喜びを、住民とともに享受する誕生セール事業を、新たに智頭サービス商店会と連携して実施することとしています。

また、疎開と癒やしの郷構想では、人材再生駐屯地として、拠点となる空き校舎及び空き家の改修を行い、企業の受け入れを積極的に推進することとしています。

観光振興につきましては、1市6町及び兵庫・岡山・鳥取3県境による広域連携事業として、観光ルートの開発や海外プロモーション活動に、引き続き取り組むこととしています。また、観光協会の組織体制の充実、本町への積極的な誘客とイベント展開に対する支援、さらには旅行商品の造成支援を行い、四季を通じたイベントや体験メニュー、周遊観光などのソフト事業、広域的な観光事業の強化に努めてまいります。

林業では、間伐の実施・作業道の整備・智頭材の出荷・林業機械の導入等に対する支援を引き続き行うとともに、総合戦略に掲げている自伐型林業の推進についてもしっかりと取り組んでまいります。また、本年度設置した大阪ブランチを活用しつつ、智頭材の販路開拓について関係者と連携しながら、さらに森林セラピーとセットで推進している民泊につきましても、引き続き智頭町まるごと民泊を目指した取り組みを進めていくこととしています。

公共林道事業では、林業振興のインフラ整備として、引き続き宇波竹之下線の改良工事を実施するとともに、県営林道の整備促進を図っていくこととしています。

次に、「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」であります。移住・定住施策につきましては、移住を希望される都会の方の要望は多様であり、引き続き専任の移住・定住コーディネーターを配置し、移住相談に応じていくこととしています。また、紹介できる空き家が不足していることや、空き家バンク基礎データも古いことから、再度町内の空き家実態調査を実施することとしています。さらには、移住者の受け入れ体制の充実を図るため、新年度ゲストハウスを整備するほか、各種の移住・定住対策支援事業の推進、本年度整備した定住促進賃貸

住宅への入居促進を図るとともに、住宅リフォーム助成事業を1年延長し、定住人口の増加につなげていくこととしています。

地域情報化推進事業につきましては、町内全域に光基盤を整備して6年が経過しますが、住民生活にも不可欠なインフラとして定着してきているところであり、引き続き高齢者見守り支援の拡充と利用支援、機器故障などに対応するため、地域見守り支援推進員を配置することとしています。

また、次代を象徴する新たな代替エネルギーとして、太陽光発電システムのほか、家庭用電池システム（エネファーム）、家庭用ガスエンジン・コージェネレーション・システム（エコウィル）などの導入費用への助成、さらにはLED防犯灯の新設・更新費用の助成を引き続き行うこととしています。

地域交通施策では、町民の皆様にご親しまれ、日常生活の交通手段として定着しているすぎっ子バスを運行し、町民の利便性を図ります。また、シルバー人材センターが運行する、過疎地有償運送の利用者助成を引き続き行います。

戸籍住民基本台帳事務では、個人番号カードの交付に要する経費を措置しており、引き続きカードの普及に取り組むこととしています。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、タクシー利用費の助成、シルバー人材センターが運営する福祉有償移送サービスの利用者助成を引き続き行います。

また、高齢者施策では、わが町支え愛体制づくり事業を引き続き実施するほか、新年度から、みんなで支え合う地域福祉の実現に向け、地域住民による支え合い活動を通じた、地域の課題解決や相互の支援体制を構築するため、新たに「地域支え合い基盤づくり事業」を、また高齢者等が集まりやすく過ごしやすい環境を整備するため、「みんなで支える集落拠点施設整備事業」を実施するとともに、社協、智頭郵便局及び町が連携し、ひとり暮らしの方への見守りと、町民への福祉の啓発を兼ねた「新ひまわりシステム」を開始することとしています。また、引き続き支給される臨時福祉給付金の給付に要する経費を措置しています。

障がい者施策では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や、相談支援事業などの地域生活支援事業等を引き続き実施するとともに、平成30年度から32年度まで3年間の「第5期障がい福祉計画」を策定することとしています。また、平成28年4月から施行の障害者差別解消法の啓発を引き続き実施するとともに、障がい者の自立と社会参加に向け

た「あいサポート運動」の推進を図ります。

特別医療では、引き続き、小児・障がい者・ひとり親家庭の方が、医療を受けたときの自己負担分を措置しています。また、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者自立相談支援事業のほか、就労支援事業、家計相談支援事業及び子どもの学習支援事業を実施しているところですが、地域に暮らす町民と継続的な交流を持ち、子どもが安心できる場所を提供するため、新たに子どもの居場所づくり事業を実施することとしています。

次に、予防事業では感染症の流行の蔓延や、疾病による罹患したときの重症化を防ぐため、各種予防接種事業を実施していますが、B型肝炎ワクチンが本年度途中で定期化になるなど、変更の多い予防接種法に対応した周知を行ってまいります。また、任意接種に要する経費の助成を引き続き行うこととしています。

火葬場管理事業では、1号炉バーナー取りかえや非常用発電機設置を行うなど、町営火葬場の利便性の向上を図るとともに、引き続き安定的な運営ができるよう、適切な維持管理に努めます。

母子衛生費では、本年度開所した子育て世代包括支援センターを本格稼働することとし、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行います。

健康診査事業では、40歳以上の方を対象に胃がん・大腸がん・肺がん検診を、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に乳がん検診を行います。なお引き続き、がん検診に係る個人負担は無料とし、受診率の向上を図ることとしています。また、30歳から69歳までの方を対象に人間ドックを、40歳・45歳・50歳の方に脳ドックを、40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健診を行います。さらには、75歳以上の方を対象に後期高齢者等健康診査を行うこととしています。なお、本年度から導入した「健康ポイント事業」につきましては、多くの町民に関心を持って取り組んでいただくよう、対象事業の見直しを行うこととしています。

病院事業につきましては、国の繰出基準に基づく必要な経費を繰出金として措置しています。

地籍調査事業につきましては、引き続き大字芦津、大字真鹿野及び大字西谷の一筆地調査を実施することとしています。また、昨年度に続き山林調査を智頭町森林組合に委託するとともに、新たに西谷の一部と早瀬の一部の平地調査を直営で実施することにより、さらなる事業の進捗を図ることとしています。

町道につきましては、住民の生活環境の安定及び通勤・通学など、生活に欠かせない社会資本であることから、新設・改良及び橋梁修繕等を計画的に実施してまいります。また、冬季の交通の安全を確保するため町道除雪を、そのほか除雪機の貸与やふるさと整備土木事業などの実施により、住民ニーズに対応することとしています。

さらには、大内と中島地区で実施している、急傾斜地崩壊対策事業の早期完了を図るとともに、住宅の耐震化を促進するため耐震診断や改修費用に助成を、また、土砂災害特別警戒区域内において住宅の新築等を行う者が、建築構造の強化を図るため防護壁を設置した場合その一部を助成するなど、住民の安全・安心を一層確保するよう取り組んでいきます。

公営住宅管理事業では、健康で文化的な生活を営むことができるよう、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

消防・防災関係では、町民の生命、財産を守るため日夜尽力をいただいている消防団の活動に対し、深く敬意を表するところです。新年度は、那岐地区消防団拠点施設の整備のほか、消防ポンプ車及び小型ポンプ1台を更新することとしており、今後とも団活動のみならず、地域の核として頑張りたいと考えております。また、防災備蓄品の整備を行うことで、災害時の避難所運営を充実を図ってまいります。

住民の日常生活に欠くことのできない、重要なサービスを提供している上水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水の各公営事業について、将来にわたってサービスの提供が安定的に継続できることが可能となるよう、中長期的な経営の基本方針である経営戦略を策定する経費に対して、それぞれ繰出金を措置しています。

次に、「子どもから大人まで学びと成長のまちづくり」であります。子ども子育て支援の分野では、まず本年4月にちづ保育園を開園しますが、充実した保育環境のもとで安心して子育てに取り組んでまいります。また、引き続き「智頭町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育など、特別保育の実施により多様な保育ニーズへの取り組みを図るとともに、地域における子育て支援の実施にあたっては、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業を推進することとしています。

さらには、保育所等を利用する世帯に対し子育て支援として、保育料無償化の

取り組みを進めてきたところですが、在宅育児世帯に対して経済的支援を行うことにより、保護者の選択肢を広げることを目的に新たな給付制度を創設し、子育て支援策の充実を図ることとしています。豊かな森をフィールドとした、我がまちならではの子育て施策である「森のようちえん事業」ですが、県独自の認証制度による事業者への運営支援が実施されており、本町も引き続き支援することとしています。

国際交流事業につきましては、平成11年から大韓民国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、新年度は青少年交流として楊口郡の中学生が本町を訪問するほか、楊口郡企業経営者と本町の経営者との交流を実施することとしており、両地域のさらなる交流発展を目指します。

学校教育につきましては、引き続き小・中学校に授業支援タブレットを導入し、ICT教育による学力の向上を図ることとしています。また、近年は小学校の就学に際して、障がいがあることにより、学習及び学校生活面で支援を必要とする児童が増加傾向にあることから、引き続き小学校に支援員を配置し特別支援教育の充実を努めてまいります。さらには、新年度から新たにスクールソーシャルワーカーを配置し、複雑化する家庭環境を背景とした児童・生徒が抱える問題への対応の充実を図ることとしています。

文化財保護事業では、平成27年度から、文化的景観保存活用事業に取り組んでいるところですが、このたび調査報告書及び保存活用計画書が完成することから、平成29年6月には国の文化的景観の指定申請を行うこととしています。

また、遺跡発掘事業では、旧土師小学校の一部に智頭町埋蔵文化センターを設置し、町内の埋蔵文化財等の調査研究及び保存・整備・活用を図り、地域の活性化と町民の教育文化の向上に資することとしています。

図書館費では、平成32年4月の開館を目指すこととし、新年度は基本構想及び基本計画を策定することとしています。

次に、「地域のつながり、家族のつながりでつくるまちづくり」であります。移住定住促進事業につきましては、従来からの各種移住・定住対策支援事業を引き続き実施します。また、空き校舎等の利活用策については、現在それぞれの地域で順次実践の取り組みがなされていますが、引き続き地域に活力が生まれ、さらなる住民参加が促されるよう積極的に支援してまいります。

百人委員会につきましては、昨年提案された6プロジェクトへの支援ほか、智

頭中学生、智頭農林高校生による3プロジェクトの企画提案を支援するとともに、新年度は鳥取大学生が企画提案した1プロジェクト、合計10プロジェクトに要する経費を計上し、次代を担う中学生・高校生、さらには大学生と連携したまちづくりを推進してまいります。

本年度から実施しています、まちづくり支援事業につきましては、町内の地域づくり団体が協働して行うまちづくり事業に対し、引き続き支援してまいります。本町独自の地域おこし事業「日本1/0村おこし運動」につきましては、5地区の地区振興協議会で、小学校の利活用検討・実践をはじめ、各地域のそれぞれの課題への対応、持続的な地域経営を模索する取り組みが行われていますが、平成9年から始まったこの運動も、本年で20年を迎えることとなり、これまでの活動を取りまとめた報告書を作成することとしています。

智頭町疎開保険につきましては、関東、関西圏を中心に、約250人の方に入っているところですが、加入者にお送りする新鮮な野菜や米、清酒、加工品なども大変好評を博しております。また、昨年度からクレジット決済システムを導入し、あわせて加入者特典の地元産品についても多数の組み合わせの中から、加入者に選択していただく仕組みを導入し取り組んでいるところですが、さらなる加入者の増加に努めてまいります。

地域支援推進事業につきましては、引き続き智頭農林高校に地域コーディネーターを派遣し、「智頭宿の魅力アップ事業」や「ちのりんショップ」の運営など、さらなる連携強化を図るとともに、新年度からイベント参加の促進を図り、活動人口の増加をめざすため、イベント活性化ポイント制度を新たに導入することとしています。

以上、平成29年度智頭町一般会計予算の概要を説明しました。

次に特別会計について、説明します。

議案第2号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国民健康保険被保険者に対する医療給付費を措置するとともに、特定健診の受診率の向上を目指した施策、智頭町ドック及び脳ドックを引き続き実施するとともに、運動習慣が健康に与える影響も大きいことから、智頭温水プールと連携した運動習慣のきっかけづくりの健康事業を実施することとしています。

議案第3号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計予算につきましては、各施設の水質検査など維持管理に要する経費のほか、中長期的な経営の基本方針

である、経営戦略の策定に要する経費を措置しています。

議案第4号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、貸付金の収納及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第5号 平成29年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、土地開発基金利子を措置しています。

議案第6号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計予算につきましては、施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、中長期的な経営の基本方針である、経営戦略の策定に要する経費を措置しています。

議案第7号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、各地区施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、中長期的な経営の基本方針である、経営戦略の策定に要する経費を措置しています。

議案第8号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計予算につきましては、介護保険被保険者に対する介護サービス、介護予防の給付費を措置するとともに、認知症予防教室や本年度から実施している介護予防、いきいき百歳体操の普及など、地域支援事業に要する経費を、また、介護保険法の改正に伴う、新しい総合事業と位置づけられた住民主体のサービスに、町内3カ所で実施している森のミニデイや、各集落で実施のミニデイを、一般介護予防として措置しています。

このほか、新年度は、平成30年度から32年度までの「第8次老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定することとしており、在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施することとしています。また、引き続き生活支援コーディネーターの配置や、智頭病院と連携し、認知症初期集中事業への経費のほか、東部圏域在宅医療・介護連携に要する経費を措置しています。

議案第9号 平成29年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、智頭心和苑及び智頭デイ・サービスセンターの維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第10号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第11号 平成29年度智頭町水道事業会計予算につきましては、維持管理のための経費、老朽管の修理及び更新に要する経費のほか、中長期的な経営の基本方針である、経営戦略の策定に要する経費を措置しています。

議案第12号 平成29年度智頭町病院事業会計予算につきましては、今後も

一層の患者確保に努め健全経営を図るとともに、施設及び医療機器の修繕・更新に要する経費を措置しています。

続きまして、議案第13号 平成28年度智頭町一般会計補正予算について説明します。

総務費のコミュニティバス運行事業では、地方バス路線維持対策補助金を、民生費の保育園事務費では、広域入所負担金を、除雪事業では委託料を、防災費では1月及び2月の豪雪配備の時間外勤務手当をそれぞれ増額措置しています。また、農業振興費の雪害園芸施設等復旧対策事業及び林業振興費の木材加工・流通施設等復旧対策事業では、本年1月からの豪雪による、農林業施設被害に対する助成をそれぞれ措置しています。そのほか、人件費及び各種事業の決算見込みに伴う調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、1億4,114万5,000円の減額であり、補正後の予算総額は、70億29万1,000円となりました。

また、議案第14号から20号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づく補正です。

次に、条例案件等につきまして説明します。

議案第21号 智頭町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定につきましては、町の機関への申請その他の手続等について、インターネットを利用して行うことができるようにするため、必要な事項を定めるものです。

議案第22号 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、工場立地法の改正に伴い、事務・権限が市町村に委譲されることとなり、工場立地に関する緑地及び環境施設の面積割合について、条例で地域準則を定めるため、新たに制定するものです。

議案第23号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、本年度整備した智頭町定住促進賃貸住宅の2棟を追加するものです。

議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、介護休暇の分割取得、介護時間の新設及び育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴い、改正するものです。

議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業の取得対象の拡大及び介護時間の新設に伴い、改正するものです。

議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、主に農業委員会委員等の報酬額について、県内市町村の状況を勘案して見直しを行うものです。

議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成28年の人事院勧告を踏まえ、扶養手当額を改正するものです。

議案第28号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、介護休暇の分割取得及び介護時間が新設されたことから、改正するものです。

議案第29号 智頭町税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の導入時期変更など、所要の改正を行うものです。

議案第30号 智頭町埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、旧土師小学校の一部を埋蔵文化財展示施設として、枕田遺跡等の出土品の展示活用を図るため、新たに制定するものです。

議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正につきましては、特別医療の助成制度のうち、特定疾病、ひとり親家庭、小児の助成対象となる経費に、訪問看護にかかる経費を追加するため、改正するものです。

議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、本年4月に開園する智頭町立ちづ保育園を追加するものです。

議案第33号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、施設構造基準及び保育士配置基準など、所要の改正を行うものです。

議案第34号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、大呂簡易水道池中地区の施設管理体制の変更に伴う料金体系の改正を、また、八河谷簡易水道については、飲料水供給施設への事業変更に伴い、条文の削除を行うものです。

次に人事案件ですが、議案第35号 智頭町教育委員会教育長の任命につきましては、長石彰祐氏の任期が、平成29年3月31日で任期満了となるため、引き続き同人を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第36号 智頭町監査委員の選任につきましては、小林新氏の任期が、平

成29年5月31日で任期満了となるため、引き続き同人を選任するため、議会の同意を求めるものです。

議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、任期満了に伴い藤原一彦氏を引き続き選任したいので、本議会の意見を求めるものです。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、久本文恵氏が平成29年6月30日で任期満了となるため、新たに杉村さよ子氏を選任したいので本議会の意見を求めるものです。

次に、議案第39号 第7次智頭町総合計画「基本構想」を定めることにつきましては、智頭町議会基本条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、森林セラピー推進事業及び可燃物処理施設整備を、新たに追加するものです。

議案第41号 智頭病院改革プランの策定につきましては、本年度から5年間のプランを策定しましたので、智頭町議会基本条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第42号 公の施設における指定管理者の指定につきましては、智頭町立智頭心和苑及び智頭デイ・サービスセンターの指定期間満了に伴い、外部の有識者を含めた選定委員会を開催し指定先を選定しましたので、議会の議決を求めるものです。

議案第43号 智頭町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定めることに関する協議につきましては、自治体ICT共同化に関する事務の委託に関する規約を定めることとし、鳥取県と協議することについて、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものです。

議案第44号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更につきましては、委託しております清掃工場の処理期間が延長されることに伴い、委託期間を平成36年3月31日までに変更するものです。

議案第45号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成28年5月27日議決の智頭町立保育園新築工事について、契約金額の変更を行うものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主

管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

日程第5．議案第21号から日程第27．議案第43号まで 23案  
一括上程

○議長（酒本敏興） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第5、議案第21号 智頭町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてから、日程第27、議案第43号 智頭町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定めることに関する協議についての23議案を一括し、議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第5、議案第21号 智頭町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしますと、まず議案の補足説明の前に大変申しわけないですが、お配りしております議案の内容に一部誤りがございますので、この場をおかりしまして訂正とおわびをさせていただきます。

議案の3ページをごらんいただきたいと思います。議案3ページの第4条第4項、中段から下のあたりでございますが、これの第4条第4項の第1項の場合において云々からしまして、3行目ですが「名称を明らかにする措置であって知事が別に」とここには記載しておりますが、これは町長の誤りでございます。大変申しわけなく思っておりますが、この場をおかりしまして訂正とおわびをさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

改めまして、議案第21号の補足説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。概要説明につきましても1ページでございます。

議案第21号 智頭町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

の制定についてであります。

この条例は先ほどの町長の提案理由の中にもございましたが、町民の利便性を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化を図るため、町の機関への申請、その他の手続等につきまして、インターネットを通じた電子申請システムで行うことができるよう、必要な事項を定めるものであります。

なお、電子申請システムとは、県及び県内19市町村のうち13市町村で組織しました鳥取県自治体ICT共同化推進協議会において、情報通信技術を利用した行政手続についての検討を行っておられまして、その中で平成29年4月からこの13市町村で共同で導入することが決まったものでございます。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6、議案第22号 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての補足説明を求めます。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 議案5ページをお開きください。説明書のほうは1ページでございます。

議案第22号 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきまして、これは工場立地法に関する緑地及び環境施設の面積割合について、平成28年5月20日法律第47号によりまして、工場立地法の一部改正がございました。都道府県が行っていた事務・権限が平成29年4月1日に市町村へ委譲されることになり、地域準則を条例で定めるものでございます。

区域としまして智頭町全域ですが、緑地の面積の敷地面積に対する割合を100分の5以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合を100分の10以上と定めるものでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7、議案第23号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

河村企画課長。

○企画課長(河村実則) 議案9ページをお開きください。説明の資料のほうは2ページでございます。

議案第23号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

平成28年度に整備いたしました定住促進賃貸住宅2棟につきまして、新たに住所及び家賃の追加を行うものでございます。

以上でございます。

○議長(酒本敏興) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8、議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) 議案書の11ページをごらんください。

議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

それでは、12ページをごらんいただきたいと思います。この職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、本年1月に民間労働法制が改正になりましたが、この改正を受け平成28年の人事院勧告でこういったものを踏まえまして介護休暇の分割、それから介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大、及び介護休暇を行う職員の超過勤務の免除に関する規定等々について

改正を行うものでございます。

12ページの第8条の3第1項及び第2項の改正は、現行の法律上の親子関係にあるものが対象でありましたが、育児休業等に係る子の範囲が拡大されまして、特別養子縁組の監護期間中の子が追加されたということで改正を行うものでございます。

13ページの第8条の4第4項の改正は、介護を行う職員の超過勤務の時間制限等々についての改正を行うものでございます。

14ページでございます。第15条の改正は、介護休暇の分割取得、第3回までということでの改正で、これが可能になったというもので改正をいたしております。

同じく15条の2の改正は、最長3年それから1日2時間までの介護ということで、新たに新設されたことに伴います改正でございます。

施行日は平成29年4月1日でございます。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9、議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、16ページでございます。

議案第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

17ページをごらんいただきたいと思います。予算説明資料の概要は3ページでございます。

これも先ほどの民間労働法制の改正を受け、平成28年の人事院勧告がございまして、育児休業に係る子の範囲の拡大でありますとか、介護時間の新設に伴う取得時間の条件等について改正を行うものでございます。

17ページの第2条の2は、育児休業に特別養子縁組の監護期間中の子が新た

に追加されたことから規定を行うものでございます。それに伴いまして19ページ第9条までそれに付随した改正でございます。

19ページの第16条につきましては、介護時間の新設に伴います部分休業についての承認について改正を行うものでございます。

施行日は平成29年4月1日からでございます。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書20ページでございます。

議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

21ページをごらんいただきたいと思います。説明資料の概要は3ページでございます。

この特別職の職員のうち、監査委員それから教育委員会の委員、選挙管理委員会委員長及び委員の報酬につきましては所管業務、県内の市町村の状況等を勘案いたしまして改正を行うものでございます。

また、農業委員会につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、新たに農地利用最適化推進委員が設置されたため、この推進委員を追加報酬額につきましては、鳥取県の農業委員会系統組織委員会水準など、こういったものを勘案して、ここで改正を行うものでございます。

施行日は平成29年4月1日からでございます。ただし、農業委員会にありましては、平成29年7月20日が施行日でございます。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11、議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) 議案書22ページをごらんください。

議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正について。

23ページでございます。なお、説明概要は4ページでございます。

この改正につきましては、平成28年の人事院勧告を踏まえまして、扶養手当の対象者及び額を改正するものでございます。

23ページの第9条第2項では、子及び孫とある改正前のものが、それぞれに区分をわけて改正を行うものでございます。

3項は額の改正でございます。それからこの中で、扶養手当の月額の前項第1号ということが書いてありますが、この1号これは配偶者でございますが1万3,000円、それから2号の子ども、孫を含むから5号の重度心身障がい者までは6,500円であったものを、子どもは1万円、配偶者及び子ども以外は6,000円に扶養手当額を改正するものでございます。

第9条の2以降の改正につきましては、対象者の区分の改正に伴いまして、関連して所要の改正を行うものでございます。

施行日は平成29年4月1日ではありますが、25ページでございますけれども、附則の第2条にありますとおり、平成30年3月31日までの間、経過措置がございまして配偶者及び子ども以外の支給額は1万円、子どもについては8,000円とする経過措置でございます。

以上であります。

○議長(酒本敏興) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第28号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 27ページをごらんください。

議案第28号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

28ページをごらんいただきたいと思います。説明の資料概要は4ページでございます。

これも先ほどから出ております民間労働法制の改正で、平成28年の人事院勧告によりまして職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を先ほど読み上げましたが、介護休暇の分割取得、それから介護時間が新設されたことから所要の規定を行うものでございます。

施行日は平成29年4月1日であります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13、議案第29号 智頭町税条例等の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら、議案29ページをごらんいただきたいと思います。議案説明資料につきましては5ページであります。

議案第29号 智頭町税条例等の一部改正について。

この改正は地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

まず、議案の30ページでございます。この上段ですが、改正条例の第1条は

個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限が2年間延長されたことに伴うものでありまして、適用期限を平成41年度から平成43年度に延長するものであります。

次に、同じページの下段の2条でございますけども、これから42ページにかけてのものです。これは消費税の引き上げ時期が平成31年10月1日に変更になったことに伴いまして、軽自動車税の環境性能割の導入時期及び町民税、法人税割の引き下げ時期があわせて変更されたことにあわせまして、平成29年4月1日から環境性能割の導入時期でありますとか、法人税の引き下げということとを改正しておりましたが、そのことを環境性能割の規定をけずってということと、それからあわせて種別割としておった軽自動車税の名前を一旦軽自動車税に戻す。それから法人・町民税の税率の引き下げを税率引き下げ前の9.7%に戻すものが、この改正条例の第2条の主な改正であります。

また、飛びますが42ページの第3条でございます。先ほど申しましたように、消費税の引き下げ時期が平成31年10月1日に変わりました。それとあわせて先ほど一旦環境性能割の導入時期、それから種別割の名前の変更、それから法人・町民税の税率の引き下げを一旦もとに戻しておいたものを、この31年10月1日にあわせて再び環境性能割を導入、それから軽自動車税を種別割に名称変更する、それから法人・町民税の税率を6%に引き下げるということを定めるものであります。

なお、53ページの改正条例の第4条ですが、先ほど説明しました第2条及び第3条に関する施行期日をそれぞれ29年4月1日でありますとか、31年10月1日というようなことに合わせることを改正でございます。

それから56ページの改正条例第5条、こちらにつきましては昨年の12月に軽自動車税環境性能割の導入時期変更に伴う、鳥取県の条例改正というものに合わせて改正しましたものを、このたびの改正に合わせて県の条例ももとに戻っておりますので、そのようなことを県と同一にしておりました規定を削り合わせて、第6条ではその施行期日に関する期日も削るものでございます。

その他につきましては、地方税法等の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行うものであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまの時間をもちまして、暫時休憩をいたします。

昼からの再開は午後1時ということでよろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○議長(酒本敏興) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第30号 智頭町埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長(西沖和己) 議案書の57ページをごらんください。

議案第30号 智頭町埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定について。

説明資料は6ページであります。枕田遺跡等の出土品につきまして、整理をしておいたところでありますけども、このたびまとまりましたのでこれの展示活用を図るために、旧土師小学校の一部の施設を文化財展示施設を設置することから、新たにこの条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、智頭町に所在しております埋蔵文化財等の保存・保護、研究及び活用を図るための施設の設置、事業、人員等について定めるものであります。

以上です。

○議長(酒本敏興) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番(岸本眞一郎) この智頭町埋蔵文化財センター、これまで本当に枕田遺跡をはじめとする、智頭町の歴史を証明するような貴重な文化財がずっと出ているんですが、これを展示するというは大変意義があることだと思います。特

に枕田遺跡等が中心になると思うんですが、今後の文化財の整理事業というのは、ここを中心にしてこれからも続けていくというようなお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 条例の58ページをごらんいただきたいと思います。

第3条に事業について掲載しております。調査及び研究に関すること、センターの業務でございます。2番目に出土品、資料等の整理・保存及び収蔵に関すること等々、5項目挙げておりますけども、そういう視点、観点から必要に応じて対応していきたいと、このように考えておるところです。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 特にその枕田遺跡、結構埋蔵文化財が出て、まだその整理が続いているということなんですが、大体のそのめど、この分についてこれくらいでめどをつけようとかというような、そういう今のところ構想的なものはないんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） まだ幾つかの細かな作業があるということのも事実でございまして、したがってそういう点も引き続き整理し、なおかつ保存・活用でございまして、そういった意味合いで事業は続けていかなければならない部分があるということでございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15、議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書の60ページとなります。議案説明資料では6ページとなります。

議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についてでございます。

これは鳥取県の特別医療費助成条例の一部改正が行われ、内容といたしましては特別医療の助成制度のうち、特定疾病、ひとり親家庭、小児の助成対象となる経費に、訪問看護に係る経費が追加されたため改正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16、議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の64ページをごらんいただきたいと思います。

議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。この4月に新しく開園いたします、智頭町立保育園を設置するための改正でございます。概要といたしましては、智頭町立ちづ保育園の名称、位置を条例の中で明記するものであります。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17、議案第33号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の66ページをごらんいただきたいと思います。

議案第33号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

説明資料は同じく7ページでございます。このたび、建築基準法の施行令が改

正されたのに伴いまして、また保育所等の保育士の配置に係る特例が改正されるということによりまして、所要の改正を行うものであります。

議案書の68ページをごらんいただきたいと思います。従前は保育士または看護師ということが明記されておりましたけども、この内容が一部緩和され、准看護師を1人に限り保育士とみなすことができるということで、准看護師が追加されたものであります。

また同じく68ページでございますけども、37条の5号でございます。離島その他の地域であってということで、町の条例のほうに入っておりますけども、本町にはこの離島その他の地域という事項はなじみませんので、このたびそこを削除するものであります。

また、先ほども触れましたが施設面の建築基準法に係る部分は、70ページをごらんいただきたいと思います。ここで、第43条の記述になりますけども、施設の内容の文言が表現の変更によりまして変わってございます。外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備となっておりますけども、ここの部分が附室というような文言で変更になっておりますので、この表現の変更を行うものでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18、議案第34号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 議案73ページをごらんください。また、説明資料概要は8ページでございます。

議案第34号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

大呂簡易水道の維持管理体制の変更及び八河谷簡易水道の事業変更に伴い、所

要の改正を行うものでございます。

概要につきましては、大呂簡易水道のうちの池本・中島地区の維持管理全般につきまして、地元の管理から智頭町の直営の管理にしたことにあわせて、料金体系の見直しを行ったものであります。

また、八河谷簡易水道につきましては、規模縮小による簡易水道から飲料水供給施設へ事業変更したことに伴い、簡易水道条例からの記述を削除するものであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

（長石教育長 退席）

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第35号 智頭町教育委員会教育長の任命についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案第35号 智頭町教育委員会教育長の任命について。

住所、八頭郡智頭町大字西宇塚485番地、氏名、長石彰祐、生年月日、昭和31年1月3日生まれ。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

(長石教育長 復席)

○議長 (酒本敏興) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第36号 智頭町監査委員の選任についての補足説明を求めます。

寺坂事務局長。

○事務局長 (寺坂英之) 議案第36号 智頭町監査委員の選任について、説明いたします。

これは、平成29年5月31日に任期満了となります監査委員の小林新監査委員を再任するものです。

以上です。

○議長 (酒本敏興) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21、議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長 (葉狩一樹) それでは、79ページでございます。

議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

住所、八頭郡智頭町大字福原316番地、氏名、藤原一彦、生年月日、昭和25年12月21日生まれ。

これにつきましては、本年6月30日付で藤原一彦委員が任期満了となりますので、再任をお願いするため意見を求めるものでございます。

以上であります。

○議長 (酒本敏興) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 80ページでございます。

議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

住所、八頭郡智頭町大字三吉616番地21、氏名、杉村さよ子、生年月日、昭和27年1月11日生まれ。

これにつきましては、本年6月30日付で現在の久本文恵委員が任期満了となりますので、新たに推薦を行うため意見を求めるものであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23、議案第39号 第7次智頭町総合計画「基本構想」を定めることについての補足説明を求めます。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 議案書82ページ、説明資料8ページをお開きください。

議案第39号 第7次智頭町総合計画「基本構想」を定めることにつきまして、智頭町議会基本条例第9条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

第7次総合計画につきましては、期間を平成29年4月1日から平成39年3月31日といたしております。

第7次総合計画につきましては、町民1人ひとりの人生に寄り添うことを可能として、豊かで幸せなちづ暮らしのための道しるべとするものでございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 第6次では、林業・農業を軸として町民が主役のまちづくりということで、寺谷町長がふだん言ってるように、林業の活性化なくして智頭町の活性化はないというようなことで、林業・農業を軸とすることが第6次総合計画で出されていましたが、今回そういう面が消えて、基本的には受け継ぐと言いながら、やっぱり目指す将来像にそこがなくなって、今度は町民の生活というものが主になってきたような、若干軸足が移ってきたような感じがするんですが、その所管として素案をつくったときにどういう観点で、ここの将来像というものを出してきたんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 前回の全協でもご説明いたしましたが、あくまで第6次総合計画、林業と農業を軸としたまちづくりについてはぶれはございません。それをあくまで前提としまして、これから町民にわかりやすい行政ということで、第7次総合計画は町民と一緒に作った総合計画ということで、道しるべということで1人ひとりの人生に寄り添うまちということで定めておりますが、基本としましては林業・農業を軸としたまちづくりについてはぶれはございません。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 第7次総合計画の中で、1人ひとりに寄り添うということは、当然行政としては基本的な部分だと思うんですが、もう一つは地域の産業ですね、産業という活性化がしっかりしないと人の生活というのが安定しないと思うんです。

確かにそういった部分では、「森の恵みを活かしたまちづくり」という部分では入ってるんですが、そのスローガンのなとこにしっかりと位置づけられた前回と、そういう部分が若干後退して、現状としてはその林業というものが、なかなか所得を生むような構造になっていないという部分があって、その軸としがたい部分があるというのは理解できるんですが、やはり目指そうとする部分にそういうものを生かしていただきたかったなということなんです。

ちょっとそこら辺の町長の思いというのは、ここはどうお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎）　　今課長がお答えしたとおりでありまして、要するに智頭町というのは93%が山、森ですね。そういう中に生活している我々はこれを除いては生きていけないと。例えば、材価格が安いからもうやめようというわけにはいかない。当然のことです。

そういった中で決してぶれてはおりませんし、むしろ少しずつですけども先般も木育とかですね、女性の方が立ち上がっていただいて、将来の子どもたちに我が家の森とか木とか、材とかそういうもの、あるいはもう既に道具になるかは別にして、農林高等学校とのタイアップの中に木というテーマの中で、手を組むと。これからまたそういう指導される方ですね、指導される先生等々、そういう方もぜひ農林高等学校にというような、水面下でアクションを起こしたりですね、身近に子どもたちから触れられる。

それからきょうも説明しましたけども、要するに林業というのは何となく山の中に入るわけですから、ファッションですね。子どもたちが消防署の制服にあこがれて、あるいは警察の制服にあこがれて、あるいはスチュワーデスのコスチュームにあこがれて。そういう中で山というのは、今までは全くそういうことがなされてなかったというようなことで、ある程度ファッションも必要じゃなかろうかというようなことで、視線も山に向ける。山の中に入っていく若者あるいは自伐林家あるいは森林組合等々、何となく格好いいねってというようなそういうことも加味して、むしろきめ細やかな思いでということ、むしろ後退したというよりも、また違った角度で前進させようとしておりますので、その辺はご心配ないように。

○議長（酒本敏興）　　8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎）　　あともう1点、この4つの理念の中に安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくりをうたっています。その中で当然、地域医療の拠点としての智頭病院のさらなる充実を図りますということ表現しているんですが、この間の民生常任委員会の中でのこれからの病院の将来について、管理のほうから説明を受けた中で非常に厳しい状況が予想される。

この後で審議される病院改革プランでも、29年までの収支計画は立てられるけど、それ以降の収支計画が立てられないような現状だということ、非常にこの病院の将来の姿ですね、どうなるのか。町民も非常に心配をしていくところが出てくると思いますので、もう少しここら辺に病院をしっかり守っていくんだと

いいですか、そこら辺をしっかりと方向性が盛り込んでほしかったなという気がするんですが、拡充しますということ言ってるんで、それが含まれていると言え  
ばそうなんです、何かもう少し具体的に踏み込んだものがあつたらよかつたの  
ではないかなという気がするんですが、病院のこれからのことについて町長とし  
てのお考えを少し聞かせてください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 国は地方創生と言いながら、この病院の病床を減らすと  
か、病気になってもなかなか入院できないような施策のかじをきろうとしておる  
と。もう何か国のやることは、正直刹那的でその場その場というような、何かち  
よっと浮ついたような気がしないでもない。

そういう中で我々は93%の山を持ち、そして立派なこの智頭病院という病院  
を運営しておるわけですから、確かにその国の施策によってかなり、智頭だけじ  
ゃなくて全国的に地方という病院が不況に立つというそういう嫌いもなしでもな  
いと、なきにしもあらずという中で、しかし国の施策によって力が弱まっていく  
ようなまちというのは、しょせん弱いまちであると。私は国がどういう施策をと  
ろうと、智頭は智頭で生きていくすべをまた考えなきゃいかん。そういう意味で、  
既にもう福祉のまちで病気にならないため、健康で病院になるべく入院しないよ  
うな方法、そういうものを既にやろうとしているわけですね。今もやっていますし。  
そういう中で生き延びていかなきゃいかんということであろうかと思えます。

そういった中で、ありがたいことに各地区振興協議会、各地区がそれぞれにい  
ろんな提案をしながら地区の色を出しながらやっていくと。それをこれからまた  
病気にならないため、あるいは健康であるため、そういうテーマの中で地区が高  
齢者を見る、あるいは子どもを見る、あるいは地域の地区の子ども、人間を見る。

そういうことになりますんで、私は決して悲観はしておりません。むしろ国が  
ばかなことを言ってるのを、やれるもんならやってみろというような感覚もあり  
ますんで、これから智頭町というのは、また別の意味で強い智頭町になれると確  
信を持っております。

岸本議員はいつものおっしゃるように、字句を1字ずつ拾って、いろんな質問  
をなさいますけど、それも大事なことです、単語も字句も大事なことですけど  
も、そこに流れておる真剣勝負のそういうイズムというものを、酌み取っていた  
だければ理解していただけると思えます。

○議長（酒本敏興） 質疑ですので、町長も答弁を踏まえて、質問に対する答え、一般質問でありませぬので、論戦をここでするわけじゃございませぬので、質疑の中で疑義を正していくというのが質疑ですから、端的に質問をしていただきたいし、答弁も単刀直入にしていきたいと、こう思います。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 私の今の質問の趣旨は先ほど言ったように、病院の存続というものが非常に厳しい状況にあると。確かに町長の言われるように、みんなが支え合って予防介護、予防医療ということに進むということは当然大いに結構で、やらなければならないと。でも不幸にして病気になったり、そういうときには安心の拠点の病院というものが町民にとっては絶対必要なんだと。その病院の存続がきちんとみんなが安心できるように、こういう総合計画の中にうたうべきではないのかということ質問しましたので、そこら辺について町長どのようにお考えしてるのかということ聞いたわけです。

町長今言ったように、智頭町は国の政策がどうであろうと智頭町らしくやっていくと言いますが、基本的には財政的な問題があつて本当に今の病院が維持できるのか、非常に私たち所管の委員会としては具体的なことを聞いてますんで心配がある。そういった町民が心配をしないような、こういう総合計画にしっかり持って行くべきでないかということ問うたわけですので、再度もう一遍そこらについてお答えください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 決して病院をおろそかにしているわけではございませぬが、要は恐らく国も今の言ってることと、あるいは5年10年後先にはまた違った方向を出すと思います。今のままでいくと、地方の病院というのは本当に悲惨なもので。これは恐らく地方が黙っていないと。そういうことであろうと思います。今、国はそういうことを言い始めましたけども、恐らく方向転換をしてくる。また、そういうシミュレーションしていくと思います。

ですから、存続に向けては病院というのは当たり前智頭町にとっては大事なことですから、それをないがしろにするわけでもありませんし。ケース・バイ・ケースで、智頭町も平成の大合併のときには平成28年、29年はもう消滅してしまうんだというシミュレーションもお出しになったということ。でも今しっかり元気に生きてますので、そういうことは心配ないと思います。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24、議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての補足説明を求めます。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 議案書83ページから86ページをごらんください。  
説明書につきましては9ページでございます。

議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

84ページをごらんください。産業の振興におきまして、森林セラピー推進事業がこの計画に掲載してなかったということで、新たに追加するものでございます。

内容については、既に掲載してありましたこの名前が抜けていたということでございます。

それから、生活環境の整備において、廃棄物処理施設で新たに広域処理を行うために可燃物処理施設整備を追加するというので、85、86ページでございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25、議案第41号 智頭病院改革プランの策定についての補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案書86ページと、議案説明書9ページをごらんください。

議案第41号 智頭病院改革プランの策定について。

智頭町議会基本条例第9条第1項の規定により本議会の議決を求めるものです。この改革プランは持続可能な健全経営を確保するため、旧智頭病院改革プランの経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの視点に立った改革を継続しながら、新たに県が策定した地域医療構想を踏まえた当院に則した病床機能を選択し、急性期、回復期、慢性期及び在宅医療まで一括した地域包括ケアシステムを構築していくことをプランに掲げております。

期間は平成28年度から平成32年度までのプランとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26、議案第42号 公の施設における指定管理者の指定（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイ・サービスセンター）についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書87ページとなります。

議案第42号 公の施設における指定管理者の指定（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイ・サービスセンター）についてでございます。

説明資料のほうでは10ページとなります。公の施設の名称は、智頭町立智頭心和苑及び智頭デイ・サービスセンターとなります。

指定管理者は、八頭郡智頭町大字智頭1875番地、社会福祉法人智頭町社会福祉協議会、会長、安住秀雄。

指定の期間といたしまして、29年4月1日から平成34年3月31日までとなります。

指定の理由です。智頭町立心和苑及び智頭デイ・サービスセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人に指定管理として指定するものであります。これにつきましては、選考委員会のほうで厳正な選定、審査をいたしました。その選定した理由としましては、事業計画書の内容が心和苑及びデイ・サービスセンターの平等な利用を確保できると考えられたこと。智頭町立心和苑及び

デイ・サービスの利用を最大限に発揮させるとともに、安定した運営管理を図ることができると考えられたこと、及び安定した管理を行うための必要な人員及び財政的基礎を有していると考えられたというようなことで、指定管理先として智頭町社会福祉協議会を提案させていただきました。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27、議案第43号 智頭町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定めることに関する協議についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、88ページをごらんください。

議案第43号 智頭町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定めることに関する協議について。

89ページに智頭町と鳥取県との間の規約を掲げております。この規約につきましては、一昨年の4月から県と19市町村がそれぞれ鳥取県の自治体、ICT共同化推進協議会というものを設立いたしておきまして、その県、19市町村のICT共同化広域連携協約に基づきまして、情報システム等の共同化によるコスト削減、それから業務効率化を推進をしているところでございますけども、このたび全市町村が4月1日からこの事務を鳥取県に委託をして、第1条の規定に定めます事務委託の範囲でありますとか、第2条の経費負担、こういったことにつきまして、それぞれの市町村が県と協約を定めるということで、鳥取県と智頭町との協約を定めるものでございます。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第21号から議案第43号までの23議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第43号までの23議案につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第28．議案第1号から日程第39．議案第12号まで 12案  
一括上程

○議長（酒本敏興） 次に、日程第28、議案第1号 平成29年度智頭町一般会計予算から日程第39、議案第12号 平成29年度智頭町病院事業会計予算の12議案の補足説明及び質疑を行います。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と、債務負担行為から地方債の5区分。

その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出にわけて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と、債務負担行為から地方債の5区分。

その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出にわけて行います。  
なお、質疑に当たりましては必ずページ数を示してください。

日程第28、議案第1号 平成29年度智頭町一般会計予算の補足説明を求め

ます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、予算書の1ページでございます。

議案第1号 平成29年度智頭町一般会計予算。

一般会計予算につきましては、皆様のほうにお配りをいたしております、この平成29年度当初予算概要というグラフのついた2枚ものがございますが、これを持ちまして一般会計の平成29年度の当初予算の概要ということで、歳入から概略を説明させていただきたいと思っておりますので、お手元のほうでこの予算の概要を見ていただきたいと思います。

それでは、概要の説明をさせていただきます。平成29年度予算額総合計は59億6,500万円でございます。前年度と比較いたしまして、6億5,300万円、9.9%の減ということでございます。

これは新しい保育園の整備事業が完了いたしました、新年度におきましては午前中の町長の提案理由にありましたように、地方創生総合戦略、各事業の推進でありますとか、地域で支え合う福祉の体制づくり、それから子育て支援の充実、移住・定住促進、林業・木材産業の振興、消防団拠点施設整備、ポンプ車更新、道路・橋梁などのインフラ整備などへの反映等によりまして、このような予算規模となっております。

まず、歳入でございます。町税につきましては昨年度に比べまして319万円の増額を見込んでおり、総額で6億694万円余りとしております。増減の主につきましては、この表の下の欄に増減一覧というもので掲げておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

増減の主なものの中の町税のうち、市町村民税につきましては、個人分を約380万円余り減収を見込んでおります。法人税につきましては、収益増に伴いまして570万円余りの増収を見込んでおり、市町村民税あわせまして547万円余りの増収。固定資産税につきましては償却資産の減によりまして、427万円余りの減収を、またここには記入しておりませんが、たばこ税は約87万円余りの減収を見込んでおりますが、町税を合わせまして31万9,000円の微増ということでございます。

次に、地方交付税でございます。国のほうでは交付税が実質減額されていることが打ち出されておりますけれども、平成28年度、本年度の実績を見ますと約2

9億円程度見込んでおりますことから、普通交付税、特別交付税とも昨年と同額の24億8,000万円ということにしております。

分担金、負担金につきましては、549万円余りの増額となっておりますが、これは東日本大震災の被災市町村、本町では南三陸町に職員の派遣をいたしておりますが、この職員派遣に伴います派遣元への人件費等の負担金措置として増額となっております。

続きまして、国庫支出金につきましては1億3,686万円余りの減額となっております。主な要因は一番下の部分に記載しておりますが、平成28年度に措置されました地方創生新型交付金として、地域住民生活等緊急支援交付金というものが2,580万円余り減額となっております。また、新年度には地方創生推進交付金として新たに措置されます補助金、これを4,140万円見込んでおましてこの増額。

それから、臨時福祉給付金では、今年度増額されておりました生活年金者等の支援臨時給付金の給付がなくなりますことから、2,700万円余りの減額となっております。それから保育園整備が完了いたしましたことによりまして、ここにあります森林林業再生基盤づくり交付金、これが保育園の整備充当分ということで1億円の減額、さらには住民主体へのまちづくりへの民間都市開発推進機構補助金につきまして、新年度は助成を受けませんので2,000万円の減額ということでございます。

続きまして、県支出金につきましては、増額につきましては事業量の増に伴います地籍調査事業の増額のほか、路線延長増によります森づくり作業道補助金の増額、それから生活交通体系構造支援補助金ということで、地方バス路線の維持費対策補助金が増額要因というものでございます。減額につきましては、マイナンバー制度システム構築が終わりましたので、その補助金の減額のほか路線減によります公共林道改良事業費補助金、また新年度事業予定がありません、緑の産業活力創生プロジェクト事業補助金が増額要因となっております。合計4,109万円余りの増額というものでございます。

繰入金につきましては、保育園整備充当の教育施設整備基金が減額となります。財政調整基金に繰入金にありましては、昨年度と比べ1億5,000万円余りの増額となりました。また、まちづくり振興基金では住民主体のまちづくりへの助成に対応するため1,000万円、そのほか定住促進、地域活性化、消防施設整

備基金など合計本年度より8,988万円減額いたしまして、6億8,700万円余り繰り入れするようにいたしております。

それから繰越金につきましては、昨年度6,450万円でありましたものを新年度は6,800万円ということで、350万円の増額ということになっております。

最後に、町債につきましては、臨時財政対策債は本年度実績をもとに昨年から3,650万円減額の1億3,450万円、臨時財政対策債を除きますほかの町債につきましては、保育園整備の完了に伴います4億6,360万円の減額のほか、定住促進賃貸住宅の整備充当など、定住対策事業債の減額をいたしております。増額要因といたしましては、新年度に整備いたします消防団拠点施設整備、及びポンプ車の更新に伴います緊急防災減災事業債充当を1億410万円、そのほか社会資本整備、公共林道事業、体育施設修繕など、その他過疎債のハード、ソフト事業の充当分合わせて調整いたしました結果、4億2,900万円の減額というものでございます。

続きまして2ページをごらんいただきたいと思っております。歳出の状況、性質別の概要を説明いたします。

まず、人件費でございます。6,975万円余りの増額となっております。これも中ほどから下の欄に、増減一覧で掲げておりますのであわせてごらんください。職員給及び共済組合負担金につきましては職員増に伴うものと、それから標準報酬制の導入に伴います負担金率の改正による増額、それから退職者の増に伴います退職手当特別負担金でございます。これが増額となっております。

それから物件費につきましては、マイナンバー関連の電算事務委託料が主な減額の要因で、1,466万円余りが減額となっております。

扶助費につきましては、引き続き生活保護扶助費、及び特別医療費助成がありますが、減額で918万5,000円の減というものでございます。

続きまして補助費等でございます。まず増額となっております主なものは、新年度から始まります可燃物処理施設整備に係ります東部広域行政管理組合負担金の増額、それから住民主体へのまちづくりへの助成ということで、まちづくり支援補助金の増額、また新年度新たに実施いたします高齢者等が集まりやすい環境整備としての集落公民館等の改修事業、みんなで支える集落拠点施設整備事業補助金、それから新しく子育て支援といたしまして、生後8週間から満1歳までの

子どもを家庭で養育する場合の我が家で子育て応援給付金、またさらには第2子以降の保育料無償化に伴います森のようちえん・保育園軽減事業補助金、さらには林業振興の充実ということで智頭材出荷促進事業補助金、ここにつきましては出荷量の増及び間伐促進支援補助金では、面積増に伴う増額でございます。

減額の主な要因につきましては、給付金制度の改正に伴う臨時福祉給付金の減額のほか、空き校舎整備に伴いますハード事業の減などがあります。それらを合わせまして2,661万円余りの増額ということになっております。

それから普通建設事業であります。増額となっております主なものとして、事業量増に伴います地籍調査事業の増額、それから地方創生総合戦略の推進ということで、育みの郷構想の実現に向けました女性サポートセンター運営経費のほか、産科医院開設に要する経費、商店会との連携事業として誕生した子どもを町民でお祝いする誕生整備に要する経費、また疎開と癒やしの郷構想事業では、人材再生駐屯地の整備として空き校舎でありますとか空き家の改修に要します経費などのハード事業、合計が3,800万円。それから消防団の拠点施設整備、体育施設管理事業として温水プールの空調、給湯設備の修繕など、こういったものを増額いたしております。

減額となっております主なものとして、保育園整備の完了に伴います8億1,363万円余りの減額のほかは、定住促進賃貸住宅の整備事業完了に伴います3,370万円の減であります。全体では、6億8,125万9,000円の減額となっております。

それから積立金及び貸付金につきましては、住民主体のまちづくりの事業への民都機構、及びまちが基金造成を行いましたまちづくり振興基金、積立金がこれが減額によりまして合計約4,950万円余りの減額ということでございます。

最後に繰出金につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金の減額、増額措置につきましては上水道事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業への繰出金として、新年度はそれぞれ施設の中長期的な経営の基本方針であります経営戦略の策定に伴います措置のほか、農業集落排水事業及び公共下水道事業への起債償還分の増額に伴います措置を行っております。特別会計への繰出金合計では、1,695万円増額ということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。目的別歳出の状況でございます。

総務費につきましては、地方創生推進事業として育みの郷構想、それから疎開

と癒やしの郷構想の実現ということで、人材推進することといたしております。5, 979万円余りを措置いたしております。減額となっております主なものは、まちづくり支援事業を実施するための基金造成したものが、増額となっておりますものを2, 995万円余りを減額しております。また、空き校舎のハード事業の減額措置ということで、合計で464万円余りの増額ということでございます。民生費で主な減額は、給付制度が改正された臨時福祉給付金2, 799万円の減額、それから新保育園整備の完了に伴います8億1, 363万円余りの減額というものでございます。

増額となっておりますのは、閉園後の諏訪保育園で智頭放課後児童クラブを実施することといたしております。これの施設整備及び運営費といたしまして2, 470万円余りの増額のほかは、子どもの居場所づくり推進事業として新たに子ども食堂運営委託料415万円余りを措置しております。民生費合計8億479万円余りの大幅な減額となっております。

続きまして、農林水産業費でございます。増額の主なものは地方創生推進事業として山林バンクの委託、それからまきストーブ導入事業、森林セラピー企業向けプログラム推進事業の補助、それから林業塾等々の助成と疎開と癒やしの郷自伐林家の郷、林業の郷構想を推進することといたしております。2, 286万円余りを措置いたしております。

そのほか、智頭材出荷促進を図るため、昨年度当初出荷量2万1, 000立法メートルを、大幅に上回ります3万9, 000立法メートルに対応するため、出荷量の1立方メートル当たりの単価、昨年よりここでは200円を引き下げて1, 200円として出荷量を大幅に見込んでおります。ここでは1, 595万円余りの増額となっております。

また、地籍調査事業の増額、それから農業集落排水事業では経営戦略策定に要する経費、及び起債償還の増額に伴います繰出金ということで1, 015万円余りの増額となっております。

減額の主なものといたしましては、森林セラピー事業の新規ロード整備など、ハード事業の縮小によります2, 933万円余りの減額のほか、新年度事業予定のありません、緑の産業活力創生プロジェクト事業費補助金、これが800万円。それから、公共林道事業の路線減に伴います2, 813万円の減額となっております。農林水産業費、合計で5, 886万円余りの大幅な増額となっております。

衛生費では、火葬場管理事業につきましては修繕に伴います増額、塵芥処理事業では新年度から始まります可燃物処理施設整備の負担金の増額、それから経営戦略の策定に伴います上水道事業費の増額など、1,143万円余りの増額となっております。

土木費につきましては、震災に強いまちづくり推進事業として新年度耐震改修促進計画の策定と、土砂災害特別警戒区域内での住宅建てかえ等への助成を行うこととしており、608万円余りの増額のほかは、経営戦略の策定に伴います下水道整備事業797万円余りを増額いたしております。減額となっておりますものは、社会資本整備総合交付金事業費の減に伴います2,050万円余りの減額でございます。

消防費につきましては、消防団拠点施設整備事業など消防施設費が5,253万円余りの増額のほか、防災費では防災備蓄品購入ということで845万円余りの増額、全体で5,992万円余りの大幅な増額というものでございます。

教育費につきましては、増額の主なものは体育施設管理事業として、智頭温水プールの大規模修繕に伴い2,305万円余りの増額のほかは、智頭小学校体育館の照明設備の修繕に伴います550万円余り、それから歴史の道整備活用推進事業につきましては工事費の増ということで、ここでも580万円余りの増額というものでございます。

減額となっております主なものは、本年度遺跡発掘事業でレプリカ作成経費など1,092万円余り計上しておりましたものの減額、合計で2,154万円余りの減額というものでございます。

最後に、4ページでございます。基金、公債費、起債残高の状況でございます。基金の現状につきましては、後ほど補正予算で説明をいたしますが、平成28年度の3月補正後の積立基金取り崩しによります基金残高25億4,300万円ということで、前年度から約8,700万円余りの減額というものでございます。

積立額は地域活性化基金に1,000万円、定住促進基金に2,000万円、まちづくり振興基金3,000万円、そのほか公共施設整備ふるさと基金など768万2,000円余りを予定いたしております。

基金の取り崩し予定額としましては、財政調整基金が3,600万円、それから教育施設整備基金が4,900万円、定住促進基金が1,616万円余り、地域活性化基金が3,046万円余り、まちづくり振興基金が3,000万円、ふ

るさと基金が200万円ということで、合計で1億6,363万円余りというものに、現状ではそういう試算となっております。

なお特別交付税、これから3月分が今後歳入となりますので、現在の決算状況等々勘案いたしまして、財政調整基金の繰り入れの先ほど3,600万円と申しましたが、この繰り入れの調整、また新たな基金の積み立て、いずれかの検討をしてまいりたいと思います。最終的には、平成27年度末程度の決算額になるということで現在試算をしているところでございます。

公債費の状況につきましては、新たに借入れをいたします5億9,010万円、それから償還金が4億3,041万5,000円ということで、差し引き1億5,900万円が増となりまして、28年度78億1,600万円が起債残高というものでございます。

簡単ではありますが、以上で歳入歳出の概略を終わります。

続きまして、平成29年度の当初予算の主要事業につきましては、これもお手元に配っておりますけれども、この部分につきましては予算の特別委員会のほうで説明させていただくこととなっておりますので、以上で平成29年度一般会計の当初予算の概要を終わります。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費までの質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から予備費までの質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

最後に全体を通して質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番(中野ゆかり) 29年度補正ではないですよ、当初ですよ。

育みの郷構想が3,500万円上がっておりますが、42、43ページが関連するページだと思います。育みの郷構想の関連する3,500万円の内訳を、ちょっと説明をお願いできませんでしょうか。

42、43ページのどこが育みの郷構想の3,500万円になるのかわからないのが知りたいです。

○議長(酒本敏興) 説明をとということですが、わかりますか。

河村企画課長。

○企画課長(河村実則) 29年度の予算措置しておりますのは、拠点施設の整備事業ということで、工事請負とあと詳細についてはここに持ってきていないのですが、工事請負が主だと思います。

○議長(酒本敏興) 5番、中野議員。

○5番(中野ゆかり) 43ページの工事請負の5,100万円の中の幾らくらいなんですか。

○議長(酒本敏興) 河村企画課長。

○企画課長(河村実則) 資料持ってきて説明いたします。

○議長(酒本敏興) 5番、中野ゆかり議員。

○5番(中野ゆかり) 育みの郷構想の拠点づくりということで、産院を誘致するということだと思うんですが、産院の医師は見つかったんですか。

○議長(酒本敏興) 河村企画課長。

○企画課長(河村実則) 一般質問と絡むかと思うんですけど、現在候補者の方と協議しているところでございまして、まだ決定はいたしていません。

- 議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。
- 5番（中野ゆかり） どころへんに建てようとしているんでしょうか、場所は。
- 議長（酒本敏興） 河村企画課長。
- 企画課長（河村実則） 現在候補地としては、ここということは今のこの時点で限定はいたしかねると思います。
- 議長（酒本敏興） そのほかありませんか。  
8番、岸本眞一郎議員。
- 8番（岸本眞一郎） ちょっと一つ確認したいんですが、今総務課長が説明されたような当初予算の概要の中での質問ということですね。
- 議長（酒本敏興） 今はとりあえず概要説明して、あとは付託しますので、特別委員会に。そこで質疑応答もあるし、質問もあるだろうと思いますけれども、今の中で、概要の中で質問がありましたら受けますということですので、どうぞ。  
8番、岸本眞一郎議員。
- 8番（岸本眞一郎） 人件費の部分で、今年課長職の人が大量に退職されて新しい人が入って、本来なら高給取りの方がいなくなって、若い人の少ない人件費ということで、これが減るのかなと思っていたのがふえる要因になっているので、ここら辺のこの人件費の見方っていうのが、何でここがふえるような状況になったんでしょうか。
- 議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 当初予算の編成時は平成29年の1月1日現在の職員で、ある程度ずっと今までもそういうふうに以前からそういう人件費のしております。ですから、現状の4月1日の状態にはまだ採用も決まっておりませんので合わせられませんので、当面は29年の1月1日現在ということで、給与費明細見ていただければそのように記入していると思いますが、それで予算のほうを編成いたしておりますので、最近職員がふえておりますのでその部分が増加いたしました。6月の時点の補正予算で、最終的には4月1日の状態の人件費というものに変わってくるというふうに思っております。
- 議長（酒本敏興） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29、議案第2号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 29年度智頭町国民健康保険特別会計予算の139ページとなります。

議案第2号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算です。

歳入歳出の総額にそれぞれ10億8,893万7,000円とするものです。昨年の12月末現在ではございますが、国保の加入世帯が1,092世帯、被保険者が1,754人となっており、その方の国保事業に係る経費となっております。

歳出につきましては152ページからとなります。総務費につきましては、職員人件費、システムに係る経費、平成30年度からの広域化関係業務準備に係る経費を措置しております。

152ページからの保険給付費につきましては、近年の給付状況をもとに推計し計上しておりますが、退職被保険者は対象者の減によって大きく減額となっております。

156ページからの後期高齢者支援金等介護納付金、共同事業拠出金につきましては、医療費実績により試算したものです。

保険事業費の健康づくり事業では、智頭病院への町ドック委託以外に、新たに被保険者への運動習慣のきっかけづくりとして、温水プールと連携した事業を計上しております。

歳入につきましては、146ページとなります。保険給付に伴った国、県等のルール分を計上し、また前期高齢者交付金については、平成27年度分の清算と国が示す算定シミュレーションをもとに計上し、財政調整基金繰入金、国保税で調整した予算計上としております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんかという前に、特別委員会で詳細につきましては、これから設置をしてそこに付託をします。大きな問題だけこの場でよろしく質問をお願い

いたします。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30、議案第3号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長(藤森啓次) それでは、予算書166ページをごらんください。

議案第3号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ985万9,000円としております。

まず、歳出につきましてですが、172ページをごらんください。簡易水道費では、水質検査手数料ほか維持管理に関する経費ほか、新たには事業の安定的な持続に向けた中長期的な基本方針であります経営戦略を策定する経費を加えて、総額で958万1,000円を計上しております。その下の水道普及費で、水質検査料ほかで27万8,000円を計上しております。

続きまして歳入ですが、上の段の171ページであります。給水使用料につきましては通常経費分516万9,000円を計上しております。また繰入金につきましては、経営戦略策定業務委託料を加えまして469万円を計上しております。

以上であります。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） これは後からも出てくる場所ですが、この経営戦略ですね。この経営戦略というものの具体的にとりか、概要はどのようなものをこれは立てようとしてるものでしょうか。

○議長（酒本敏興） 藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 経営戦略についてでございますけど、中長期的な経営をということで、約10年程度をめぐりその間の財政出動といいますか、収入支出それと公債費その予定を全部表にいたしまして、その長期的に資本投下をしても経営がずっと安定的に成り立っていくというものを、総務省のほうから打ち出してきておいて、それに合わせて形を作成するものでありまして、ほかの全県下若干のタイミングは違いますが、平成32年度までに策定する予定になっているものであります。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31、議案第4号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そういたしましたら、予算書の173ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第4号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ481万3,000円としております。

それでは内容ですが179ページをごらんいただきたいと思っております。こちらのほうは歳出でございます。2の住宅新築資金貸付事業、それから3の宅地取得資金貸付事業、こちらのほうでは起債の償還が残っておりますので、起債の償還に要する経費を計上しております。

また、住宅改修資金貸付事業、新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業では、それぞれ一般会計への繰出金を計上しております。また4となっておりますが、住宅新築資金償還推進助成事業では、貸付金償還推進に係る職員の人件費と事務

経費を計上しております。

次に、歳入についてですが178ページでございます。それぞれ県の補助金、貸付金の償還の元利収入をもって措置をしております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32、議案第5号 平成29年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは185ページでございます。

議案第5号 平成29年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算。

190ページ、191ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ5,000円を計上いたしております。これはこの特別会計から、土地開発基金に利子としてそのまま積み立てるものでございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33、議案第6号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それでは、192ページをごらんください。

議案第6号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億8,510万8,000円としております。

まずは歳出についてですが、199ページをごらんいただきたいと思います。

199ページから200ページにかけてがそれぞれ一般管理費ですが、これは公共下水道事業に係る職員人件費、事務経費、また各種業務委託料などの施設や設備の維持管理に要する経費であります。また、先ほどの中でもありましたが事業の安定的な持続に向け中長期的な経営の基本方針である、経営戦略を策定する経費を加えまして一般管理費合計で9,894万5,000円を計上しております。

200ページの公債費では、過去の下水道事業に伴う長期債の償還利子及び現金などとしまして、計1億8,616万3,000円を計上しております。

次に、歳入についてですが戻っていただきまして、198ページでございます。ここに掲げてますとおり分担金、使用料、一般会計からの繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置をしております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 公債費が減額しているのですが、この公債費はもうピークを迎えてると、越えてるとみてよろしいのでしょうか。ちょっとここの公債費

の状況について。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 公債費、借り入れにつきましては、事業が平成20年度で終わっております。その関係で現在借り入れをしておるのは、歳入にも上げております資本費平準化債のみでございます。その関係で最初の平成6年とかということで借り入れしましたもの、そのものについてはどうに終わっておりますしピークは過ぎております。ですので、新たな事業がおりない限りは公債費については、減少の方向に向かうものと思っております。

以上です。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34、議案第7号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それでは、207ページをごらんください。

議案第7号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、3億4,690万7,000円でございます。

それでは、歳出についてですが215ページからでございます。こちらをごらんください。215ページから216ページにかけての一般管理費ですが、こちらについては農業集落排水事業に係ります人件費、事務経費及び各種業務委託料などの施設や設備の維持管理に要する経費であります。

また、先ほどの公共下水道事業と同じく、経営戦略を策定する経費を加えまして一般管理費としましては計8,947万2,000円を計上しております。この中には、大呂地内の県道工事は計画されておまして、それに伴う下水道の移転工事としまして200万を工事請負として計上しております。

216ページの公債費では、過去の事業に伴います長期債の償還及び元金などとして、計2億5,743万5,000円を措置しております。

歳入についてですが、213ページでございます。213ページから214ページにかけてが歳入でございますが、分担金、使用料、手数料、一般会計からの

繰入金、前年度繰越金、雑入及び町債、資本費平準化債でございますが、これをもって措置しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 管路が相当最初から設置して年数がたってきてるんですが、これからもその維持管理費がふえていくのじゃないかなと思えるんですが、ここら辺の見通し的なものというのはどうなんでしょうか。まず、耐用年数的なものがもし定まっているのであれば、それもお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 管路につきましては、一般的に国のほうの基準では管路は耐用年数約40年と定められて言われております。ですので、下水道事業、農業集落排水事業が始まったのが平成10年供用開始ですので、まだまだ管路につきましては耐用年数もつということでございます。この中にも修繕料等々計上しておるとおり、計画的に機器でありますとか、装置の修繕、更新を行っていった安定的に更新を行うというような計画を立てております。

以上です。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第35、議案第8号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の224ページとなります。

議案第8号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億9,775万7,000円と定めるものでございます。

この会計は65歳以上の1号被保険者及び40歳以上65歳未満の証印を受けた2号被保険者を合わせた、12月末現在2,846名の介護保険事業に係る費用を賄うものでございます。

歳出につきましては235ページからとなります。主なものでございますが、総務費では職員の人件費、介護保険システム改修委託料、第7期介護保険事業計画策定業務に係る委託料を計上しております。

237ページからの保険給付費につきましては、28年度の給付状況をもとに推計し、さらに総合事業の開始に伴う通所介護サービスのうちの訪問介護及び通所介護費用が、地域支援事業に移ったため減額となっております。

239ページからの地域支援事業につきましては、総合事業の開始に伴い費目の改廃と一般介護予防事業に、町内3カ所で実施されている森のミニデイ及び集落単位でのミニデイが住民主体による一般介護予防事業として計上し、また介護予防、日常生活圏ニーズ調査に係る費用を計上しております。

歳入につきましては、国、県、基金、町のルール分と保険料、介護予防サービス収入及び繰越金をもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36、議案第9号 平成29年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の253ページとなります。

議案第9号 平成29年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算。

歳入歳出それぞれ5,621万4,000円とするものです。

この会計は、心和苑及び智頭デイ・サービスセンターの維持管理に要する経費を賄っております。

歳出につきましては259ページとなります。主なものは、社会福祉協議会への貸付金の返還金を積み立てるための金額と、心和苑、デイ・サービスの起債償還に伴う経費、施設の修繕料、保険料を計上しております。

歳入につきましては、258ページとなります。一般会計からの繰入金、貸付金の元利収入、社協からの寄附金などをもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第37、議案第10号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の260ページとなります。

議案第10号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出それぞれ8,645万5,000円とするものです。

この会計は、75歳以上の方や一定の障がいなどにより認定を受けておられる方が智頭町では1,716名あり、その方々の医療費に係る費用を保険料や負担金として広域連合におさめる会計の費用でございます。

収入のほうにつきましては、町からの繰入金及び保険料をもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第38、議案第11号 平成29年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） それでは予算書1ページをごらんください。

議案第11号 平成29年度智頭町水道事業会計予算であります。

それではまず3ページのほうをごらんください。1ページに入っておりますので、収入のほうから説明をさせていただきます。収入につきましては主なものは、営業収益の給水収益が6,232万8,000円、営業外収益の長期前受金戻し入れが1,700万9,000円、合計8,267万9,000円を予定しております。

続きまして下の段の支出でありますけども、維持管理費、人件費等のほか、先ほどもありましたが、新たに事業の安定的な持続に向けた中長期的な基本方針であります、経営戦略を策定する経費を加えまして営業費用に7,210万4,000円、支払利息繰延資産償却等の営業外費用に410万8,000円、予備費として300万円、合わせて7,921万2,000円を予定しております。

また、1ページはぐっていただきまして4ページに資本的支出が載っております。こちらのほうは建設改良費、企業債合わせまして、2,008万3,000円を予定しております。建設改良費の内容は、老朽管更新工事の予定であります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第39、議案第12号 平成29年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 予算書1ページをお願いします。

議案第12号 平成29年度智頭町病院事業会計予算。

まず、診療圏人口が減少している中で、本年度も病院経営は引き続き厳しい経営になると考えております。また、平成30年度に診療報酬、介護報酬の同時改定が行われますので、本年度は特に国の動向に注目して智頭病院に則した医療体制の新制を行い、地域包括ケアシステムの構築に努め、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられるまちを目指します。

救急医療から在宅医療までの医療・介護サービスを行いながら365日、24時間診療体制を確保し、地域の方々が安心して暮らせるよう安全な医療・介護サービスを提供してまいります。

当初予算につきまして、1日当たりの患者数を一般病棟47人、利用率90.4%、療養病棟40人、利用率85.1%、介護老人保健施設44人、利用率97.8%、外来患者1日当たり198人を見込んだところです。

最終的な収支は当期純利益、2,009万3,000円の赤字になると見込んでおりますが、実質収支では1億7,193万4,000円の黒字を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第28、議案第1号 平成29年度智頭町一般会計予算から、日程第39、議案第12号 平成29年度智頭町病院事業会計予算までの12議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって日程第28、議案第1号から、日程第39、議案第12号までの12議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時 分

再 開 午後 2時 分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりましたので報告します。

委員長に大河原昭洋議員、副委員長に徳永英太郎議員、以上のとおりです。

それでは、暫時休憩をいたします。

2時50分再開をいたします。よろしくお願ひいたします。

休 憩 午後 2時40分

再 開 午後 2時50分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず冒頭に、河村企画課長の発言を認めます。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 先ほど中野議員のほうから、育みの郷の予算はどこにあるかということをございました。

予算書の42、43ページの中ですが、委託料の地方創生事業委託料、この中の700万が育みの郷でございます。それから、43ページの工事請負費、この中の1,800万、備品購入の1,000万ということで、計3,500万でございます。

以上です。

日程第40．議案第13号から日程第49．議案第45号まで 10案  
一括上程

○議長（酒本敏興） これから、日程第40、議案第13号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第6号）から、日程第47、議案第20号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）及び日程第48、議案第44号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更について、日程第49、議案第45号 工事請負契約の締結についての一部変更についての10議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この10議案につきましては本日可否の決定を行います。

日程第40、議案第13号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第6号）の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、補正予算書とそれから補正予算概要というものをお配りしていると思いますので、両方見ていただきたいと思います。議案書の補正予算書1ページでございます。

議案第13号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第6号）でございます。

それでは、この補正予算書とそれから予算概要と両方で説明させていただきます。補正予算の概要の左端の数字は、補正予算書のページでございますのであわせてごらんください。

まず、全体的には各種事業の実績に伴います補正でございます。まず、概要書の1ページ、補正予算書では20ページでございます。

議会費につきましては、決算見込みに基づきます人件費、それから共済費、旅費等の調整を行っております。

総務費の一般管理費であります。これも決算見込みに基づきます人件費の調整のほか、共済費の追加費用にあつては率の改正によります減額、それから電算事務委託料はマイナンバーシステムの改修費の委託料の減でございます。

補正予算書同じく20ページです。財政管理費につきましては、実績見込みに基づきます調整、それから21ページから22ページにわたります。まちづくり推進費でございます。まちづくり事務費、それから水力発電周辺地域整備事業、それから行政情報システム推進費につきましては、それぞれ実績見込みに伴います減額をいたしております。

移住定住促進事業につきましては、定住促進住宅工事費のほか、これは22ページでございます、UJIターン住宅支援事業及び定住促進対策事業補助金の減額、それから地域情報化の推進費につきましては光ケーブルの移設の保証費、こういったものの減額、それから百人委員会及び太陽光の発電システムにつきましては、実績見込みに伴いましてそれぞれ補助金の減額をいたしております。

また、地方創生推進事業につきましては、育み構想の空き家改修事業の財源更正のほか、町産材住宅の建築費補助金の減額を措置しております。

補正予算書22から23ページ、これもわたります。地域活性化推進費でございます。日本1/0村おこし運動、疎開保険事業、それから智頭農林高校連携推進事業、それから地域支援事業につきましては、決算見込みに伴います減額をそれぞれ措置いたしております。

概要書のほうは2ページでございます。補正予算書は23ページです。交通対策費、コミュニティバス運行事業につきましては、町長の提案理由にもありましたが、地方バス路線の維持対策補助金の増額措置をいたしております。

続きまして、補正予算書は同じく23ページでございます。税務総務費では、育児休暇に伴います人件費の減額措置をしております。

補正予算書は24ページです。概要書は同じく2ページです。選挙費につきましては額の確定に伴います減額、それから統計調査総務費では、人件費の実績見込みに伴います減額をそれぞれ措置いたしております。

次に、補正予算書25ページでございます。社会福祉総務費、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、決算見込みに基づきます減額、臨時福祉給付金給付事業ではこれも実績見込みに伴います減額、障害者福祉費では実績見込みに伴います給付費等の減額、それから特別障害者手当等支給事業につきましては、実績見込みに伴います障害者手当等の減額をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書は25から26にわたります。老人福祉費でございます。老人保護措置費では、実績見込みに伴います委託料の減額、それから26ページにいきますと、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の繰出金は決算見込みに基づきまして減額を、それから鳥取型地域生活支援システムモデル事業では、居場所づくり事業補助金の減額をしております。特別医療費では、実績見込みに伴いまして特別医療費の助成費を減額いたしております。

続きまして補正予算書27ページでございます。概要書のほうは3ページです。森のようちえん事業につきましては、実績見込みに伴います補助金の減額、保育園費では決算見込みに伴います人件費の減額のほかに、提案理由にもありましたがほのぼのの広域入所負担金の増額、それから保育園建設事業では財源更正をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書同じく27ページ、母子父子福祉費につきましては、児童扶養手当及び母子父子生活支援事業の実績見込みに伴います減額措置でございます。

次に、補正予算書は29ページをお願いいたします。概要書は同じく3ページです。健康増進事業の各種予防事業につきましては、予防接種委託料の実績見込みに伴います減額、それから概要書は4ページです。健康診査事業では、健診委託料の減額をそれぞれ措置いたしております。

29ページの塵芥処理費につきましては、収集運搬及び廃棄物の焼却事務委託料、それから合併処理浄化槽費では補助金を、それぞれ実績に伴いまして減額の措置をいたしております。

次に、補正予算書は30ページでございます。概要書のほうは4ページでございます。病院施設費につきましては繰出金の増額の措置、同じく30ページ、農林水産業費の農業振興費でございます。地域農業振興プラン支援事業につきましては、がんばる地域プラン等の実績に伴います減額でございます。それから地域農林業活性化交流促進事業につきましては、これは大阪ブランチに係るイベント使用料等の減額をそれぞれ措置いたしております。

また、提案理由にもありましたが、本年1月からの豪雪によります農業用ハウス被害の復旧に要する経費ということで、雪害園芸施設等復旧対策事業費補助金というものを計上いたしております。

概要書は5ページ、補正予算書は31から32にわたります。まず、農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、決算見込みに伴います減額の措置でございます。

林業振興費につきましては、山林バンク登録謝礼及び自伐林家外部専門家招聘委託料を、地方創生加速化交付金事業に振りかえたことによりまして減額をいたしております。そのほかは、林業新規就業支援事業の実績見込みに伴います減額、森林整備地域活動支援交付金事業につきましては、森林経営計画面積等の減によります減額、それから32ページにわたりますけども、緑の産業再生プロジェクト事業につきましては林業機械購入残の減額、また提案理由にもありましたが、これも本年1月からの豪雪によります、木材加工流通施設被害の復旧に要する経費ということで計上いたしております。

造林事業費につきましては、美しい森づくり基盤整備事業、これは実績見込みに伴います減額、林道費、公共林道事業につきましては事業費の調整を行っております。県営林道事業につきましては、事業費の確定によります負担金の減額をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書33ページでございます。商工振興費では、ふるさと就職支援補助金等の減額措置をいたしております。

概要書は6ページ、補正予算書は34ページをごらんいただきたいと思います。これも提案理由にもありましたが、土木費、道路維持費につきましては除雪委託料の増額を、それから道路新設改良事業では県土木事業負担金の減額、社会資本整備総合交付金事業につきましては事業費の確定に伴います減額、地域再生基盤強化交付金事業では林道改修負担金の減額、下水道事業では公共下水道事業特別会計への繰出金の減額、それぞれ実績によりまして措置をいたしております。

次に補正予算書35ページ、防災費でございます。これも提案理由にありましたが、雪害対応によります時間外勤務手当等の増額を措置いたしております。

それから補正予算書36ページ、教育費の事務局費でございます。県立養護学校通学費委託料のほか、小・中学生の通学費補助金の実績見込みに伴います減額、それから補正予算書37ページ、智頭小学校の教育振興費、それから中学校の教

育振興費、ともに要保護準要保護児童援助費の実績見込みに伴います減額をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書38ページでございます。概要書は7ページでございます。社会教育事務費につきましては、遺跡発掘作業員賃金の実績見込みに伴います減額、社会教育施設費につきましては、集会所職員の人件費の減額、それぞれ措置いたしております。

補正予算書の39ページ、文化財保存整備活用費につきましては、石谷邸の地域おこし協力隊員、これは中途採用になりますのでその部分にかかりまして減額、それから社会同和教育費におきましては、高等学校等就学奨励金の実績見込みに伴います減額をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書は40ページでございます。学校給食費につきましては人件費の減額のほか、実績見込みに伴います各費目の調整を行っております。

最後に、農地農業用施設災害復旧費につきましては、これも事業費の確定に伴います減額の措置でございます。

以上、合計1億4,110万5,000円の減額補正となっております。

歳入につきましては、補正予算書の8ページをごらんいただきたいと思います。簡単に説明させていただきますが、地方譲与税の減額から以下町債の減額まで、トータルで1億1,445万円の減額となっております。

主なものは地方交付税の現段階での実績、それから国庫支出金のうち、森林林業再生基盤づくり交付金、これは保育園整備の関係です、これの減額、それから県支出補助金のうち、緑の産業活力創生プロジェクト事業補助金として増額した繰入金につきましては、教育施設整備基金及び財政調整基金繰入金の減額を行っております。町債につきましては、過疎債を保育園整備事業充当分の増ということでございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から商工費、土木費から災害復旧費、繰越明許費から地方債の補正の5区分にわけて行います。

質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 疎開保険の委託料が220万ですね。これは実績が減だ  
と思うんですが、結果的にこの疎開保険の加入者は何人だったんでしょうか。

○議長（酒本敏興） まず、歳入。ページ数は何ページですか。

○8番（岸本眞一郎） ページ数は18です。雑入、疎開保険加入料220万の  
減となっておりますので。大体これは実績に伴っての減だと思うんですが、実質的に  
これの加入者は何名ぐらいになったんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 250名でございます。

○議長（酒本敏興） そのほかにありませんか。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 28ページの民生費で、生活保護。

○議長（酒本敏興） 今、歳入です。歳入はよろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 先ほどちょっと急ぎまして。28ページの民生費、生活  
保護総務費の中で、学習支援講師等報償費とあります。学習塾が開かれたとい  
うことですが、今までに何人の登録があって、何人が利用されているかみたい  
なのはわかりますか。

○議長（酒本敏興） 答弁は誰がされます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 学習支援のほうですけども、子どもたち、今年度は途  
中で参加されたり、途中でやめられたりというのがありますので、平均してとい  
うことで答えさせていただきたいと思います。小学生については12人、中学生  
については3名、それと支援員の方につきましては講師の先生は1人ですけども、  
それに見合う支援員の方については2人と1名ということで進めております。

- 議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。
- 9番（徳永英太郎） 公私に補助的な支援ということで、農林高生を使うんだみたいなことはあったんですけども、高校生のほうもきちんとそこら辺はやっただけでしょうか。
- 議長（酒本敏興） 國政福祉課長。
- 福祉課長（國政昭子） 高校生のボランティアの方につきましては、5名で登録していただいて、常に5名が活動されているわけではございませんが、順番にそこに支援の人として当たっていただいております。
- 議長（酒本敏興） ほかにありませんか。
- 8番、岸本眞一郎議員。
- 8番（岸本眞一郎） 保育園費のところで、財源更正をしたということですが国の支出金が1億円減って、県の支出金が1億4,000万にふえた。教育施設基金の繰り出しを2億予定していたものを、これをやめて地方債に振りかえたということにしてますが、ここの大きな国の1億円が減って、県が1億4,000万ふえたという、ここの事情はどういうことなんでしょうか。
- 議長（酒本敏興） 西沖教育課長。
- 教育課長（西沖和己） もともと当初で組んでおりましたのは、国からの補助金をという思いで予算計上しておりました。しかし、結果的には緑プロという県の事業を適用することになったのに伴いまして、金額的にも増額となったわけでございます。そういった意味でこのたびのこの補正予算におきまして、財源更正をさせてもらうということになったわけです。
- 以上です。
- 議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。
- 8番（岸本眞一郎） もう一つのほうですね、教育施設基金の繰り出しを予定していたものを、それを地方債で振りかえたということ。これは、やはり基金の取り崩しを抑えようというような背景があつてこのようなものにしたのか、そこら辺はどうでしょう。
- 議長（酒本敏興） 西沖教育課長。
- 教育課長（西沖和己） おっしゃるように基金といえども町費でございますので、その減額措置をこのたびの財源更正によって行うということ。その分については地方債、過疎債で振りかえるということにしております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 予算概要の4ページを見ても、基金をなるべく減らさないように取り崩さないようにということで、それはわかるんですが、結果として今度は起債残高がふえていってるということで、考え方によっては本来なら基金というものは目的を持って積み立てているんで、今回教育施設ということで保育園を建てたんで、本来ならそこに充当してなるべく借金を後に残さないようにということも基本ではないのかなと思うんですが、今回は手元に基金をなるべく残そうということで、そのかわりには借金がふえましたよという形になったんですが、その目的を持って積み立てたものを本来ならそこで使うべきだと思うんですが、その辺についてはどうでしょう。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 先ほどおっしゃっておる収支につきましては、財政サイドとも十分打ち合わせをし、さらにはじめに総務課長のほうから説明があった基金残高のことも踏まえながら財源更正をしております。そのことを申し添えておきたいと思います。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 27ページですけども、民生費、子育て支援推進費で森のようちえんの支援事業補助金が268万円と減額になっております。この要因はどのようなことでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 当初、森のようちえんの主催者サイドからの申請見込みというもので、園児数というものを算定いたしました。しかしながら、結果的には実績として268万円の不用額、すなわち町内から通う対象児童が減ったということでございます。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から商工費までの質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 31ページのこの山林バンク登録謝礼、これは財源更正ということですが、この登録者はあったのでしょうか。あったら何名あったのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 山本課長。

○山村再生課長（山本 進） この200万の件につきましてはおっしゃるとおり、過疎化交付金への乗りかえということでございます。この山林バンクの運営の事務をサングリーン智頭に委託しております。今現在正確な人数は聞いておりませんが、数名の登録はできそうだという状況は聞いております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 数名ということですので、できたらあとで補正とは今度切り離されますが、多分委員会のほうで具体的な数を教えてください。

もう一つ関連して、自伐型専門家委託料、これも実際には施行されているけど財源更正で振りかえているだけということでしょうか。

○議長（酒本敏興） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これも加速化交付金事業への振りかえということでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 29ページですけども、衛生費、塵芥処理費が一般廃棄物焼却事務委託料が499万とかなりの減額になっています。この要因をお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） これは、施設の管理委託でございます。鳥取市のほうに委託しております焼却の委託でございますけども、その中で施設の管理部分の運営費の減、それから前年度の焼却実績、これによりまして清算という形になっておりますので、その中で減額ということになっております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

- 9番（徳永英太郎） 実質的にごみの減量化が達成されてみたいなことでは、それも要因の一つでしょうか。
- 議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。
- 税務住民課長（矢部 整） 大きな要因としては、今ご指摘のとおりの収集量の減というものが大きな要因であります。
- 議長（酒本敏興） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。  
次に、土木費から災害復旧費までの質疑を行います。  
ご質疑ありませんか。  
5番、中野ゆかり議員。
- 5番（中野ゆかり） 35ページで、災害対応のため時間外勤務手当が300万ということで、防災費です。ことしの1月、2月、本当に豪雪で職員さん大変だったことと思います。本当にご苦労さまでしたと一言言いたいです。とはいえ、1月、2月の豪雪で300万の時間外勤務手当というのはちょっと驚きました。これのもうちょっと具体的な詳細なデータがいただけたらと、というのが大体何日間程度で延べ人数、何人ぐらいの職員さんが出てこの300万なんだというところが、ちょっと詳細を教えてくださいたいのですが。
- 議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 後ほど、詳細の資料持ちまして説明をさせていただきます。
- 議長（酒本敏興） ほかにありませんか。  
8番、岸本眞一郎議員。
- 8番（岸本眞一郎） 38ページの社会教育施設費のこの一般職460万、多分これ福祉の集会所の職員の人件費ではないかと思うんですが、それで合ってますか。どうでしょう、ここの460万の減。
- 議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） そうでございます。
- 議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。
- 8番（岸本眞一郎） ここの減が、毎年予算のときも決算のときも言うんですが、本当に何年も続いているんですね。予算は計上するが実質的に職員が充てられ

ない。本当に2年や3年ならまだわかるけど、これが5年も6年もこのような状態が続くってというのは、今減額してるからこれはそれでいいんですが、これが新年度予算にでもずっと続けられるということが、すごい問題があるのではないかなという気がするんですが、その職員を充てられるように努力をしていると言っているながら、これが5年も6年も続くというのはちょっと行政としてはどうかなと思うんですが、その辺についてこれ現行でもこのままでやっていけるなら、あえてこれを予算計上、今後する必要ないのではないかなと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 以前から申しましておるとおり、可能な限り職員は配置して、職務を遂行させていただきたいというふうに考えております。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、繰越明許費から地方債の補正までの質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第41、議案第14号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の44ページとなります。

議案第14号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）です。

歳入歳出それぞれから4,899万6,000円を減額し、10億9,433万1,000円とするものです。

歳出につきましては、52ページからとなります。保険給付費につきましては、実績見込みによる調整を行っておりますし、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金につきましては、額の確定によりそれぞれ増減を行っております。保険事業費につきましては、実績見込みにより減額となっております。

歳入につきましては、49ページからとなります。額の確定に伴う額を計上し、不足の財源につきましては、繰越金、基金、繰入金で調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 47ページの総括表の中で、前期高齢者交付金ですね、ほか全部減になっているのに、ここだけが結構大きな額で出ているという、この状況というのはどういうことでしょうか。

○議長（酒本敏興） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 歳入の前期高齢者交付金ですけども、この交付金につきましては、2年前に払われた交付金に対する清算額というものも含まれていて、単年度で計算するものではございません。ですから2年前の清算と合わせたもの、それに合う今年度の概算として支払われるものということで、機械的に計算されて出てくる数字です。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） この部分は2年前のが確定してからくるもので、はじめから予算的に計上はしていないということで、実質これ2年前の分が確定してからここで計上するという方式だということでしょうか。

○議長（酒本敏興） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 当初予算の段階で概算額を計上しております。ただ、今年度については額が確定したということで、この金額で調整させていただいているところです。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第42、議案第15号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書の55ページをごらんください。

議案第15号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ53万1,000円を減額しまして、それぞれ519万2,000円としております。

では内容でございますが、60ページをごらんください。歳入のほうから説明させていただきます。事業の確定によりまして県の補助金、それから決算見込みに基づきまして貸付金の元利収入を減と、それぞれの減を計上しております。また、繰越金につきましては実績によりまして、前年度繰越金を計上しております。

次に、61ページでございますが、先ほどの歳入の状況によりまして、それに合わせまして一般会計への繰出金を、住宅新築資金貸付事業及び宅地取得資金貸付事業で減額しております。また、住宅新築資金等償還推進助成事業では、印刷製本費を減額するとともに前年度繰越金3万3,000円を財源としまして、一般会計への繰出金を計上しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第43、議案第16号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） では、予算62ページをごらんください。

議案第16号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5

号)でございます。

歳入歳出予算それぞれから27万3,000円を減額しまして、それぞれ3億67万8,000円としております。

内容でございますが、67ページ、68ページをごらんください。歳出においては、決算見込みに基づきまして人件費の減額を行っております。あわせまして67ページのとおり、歳入のほうは一般会計繰入金でもって調整をしております。以上です。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第44、議案第17号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） では、補正予算書70ページでございます。

議案第17号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出の予算をそれぞれから380万円を減額し、それぞれを3億6,162万4,000円としております。

それでは、76ページをごらんください。決算見込みに基づきまして、光熱水費、それから手数料、これは主に汚泥の手数料、それから水道保証工事、ことしは大呂地内を予定しておりましたが、こちらが進捗が見ておりませんので保証工事費の200万を減額しております。

歳入につきましては、一般会計への繰入金で調整するとともに、先ほど申しました下水道移転補償費、県からの移転補償費を100万減額しております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第45、議案第18号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長(國政昭子) 補正予算書の77ページとなります。

議案第18号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)です。

歳入歳出それぞれに2,524万9,000円を追加し、それぞれの総額を10億8,669万4,000円とするものです。

歳出につきましては85ページからとなります。主なものとしましては、介護給付費の実績見込みに伴う減額を行っておりますし、繰越金等を基金として積み立てる積立金を計上させていただいています。

財源につきましては、基金のルール分で調整し、基金につきましては主に繰越金で賄っております。

以上で説明を終わります。

○議長(酒本敏興) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第46、議案第19号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長(國政昭子) 予算書の89ページとなります。

議案第19号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)です。

歳入歳出それぞれから294万9,000円を減額し、それぞれを8,534万4,000円とするものです。

歳入歳出につきましては、94ページ、95ページをごらんください。後期高齢者医療広域連合納付金の減額と、保険料還付金の見込み減によるもので、財源につきましては保険料、繰入金、諸収入で調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第47、議案第20号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明をお願いします。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 予算書1ページをお願いします。

議案第20号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）。

これにつきましては、決算見込みに基づく補正であります。第2条のところに見ていただいたらあるとおり、入院患者、外来患者数が減少した影響で第3条の収益も減少しております。

費用面につきましては、2ページの上のほうにありますけども病院事業費、医療費用のところですけども、これは人件費が主なものでございます。人件費の減少に伴う減額補正を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第48、議案第44号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更についての補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら議案書のほうに戻ってまいります  
が、議案書の91ページをごらんください。

議案第44号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に  
関する規約の変更についてでございます。

これは、現在本町の一般廃棄物につきましては鳥取市に委託し、市の清掃工場  
において焼却処分をしているところでありますが、この委託期間が平成29年  
3月31日までとなっております。この委託期間を7年間延長することに伴い  
まして、規約に設けております第2条の委託事務の期間を、平成29年4月1日  
から平成36年3月31日までの間に変更することにつきまして、議会の議決を  
求めるものであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第49、議案第45号 工事請負契約の締結についての一部変更について  
の補足説明をお願いします。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の93ページをごらんいただきたいと思います。

議案第45号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

これは、平成28年5月27日に議決をいただいております。智頭町立保育園  
新築工事についての契約金額の変更を行うものであり、本議会の議決を求めるも  
のでございます。契約金額中6億8,580万円を7億160万1,480円に  
改めるものでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） このふえた金額の工事の中身ですね。どういうもので、これはいつまでに完成するものでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 主なものについて申し上げたいと思います。まず、地盤改良費用の実施数量の変更でございます。地盤のほうが事前調査よりも深いところがありました。このため、箇所を追加して強度補強確保のために深掘りしたコンクリートの量をふやしたということ。

それからつくりつけ家具でありますとか、展示スペースの仕様の変更をいたしております。また、遊戯室のカーテンでありますとか舞台装置、これらについての追加をいたしております。

あわせて既存のあたご、諏訪保育園にございますプール、掲揚ポール、これらに移転活用することにいたしておりますので、それらも移転して持ってくるということを加えております。これをしなかった場合には、新設というようなことも考えておりましたけども経費的にそれのほうがということで、あえてそれについてはふやさずに既存のものを移転して使うと。

それから、仮囲いを張りめぐらせております。これらの仕様、高さをふやしたものですからこれらの仕様の変更、加えてこのたびの大雪によります除雪、これらの経費が重立ったものであります。

なお、工事につきましては、ほぼ予定どおり執行できておりまして、3月末の引き渡しを待つというような段取りでおるところです。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 今聞いた説明では、ほぼ事業としては済んでいると。あとは追加の費用が発生したのでここで変更すると、そういう趣旨でとらえてよろしいですか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 大変遅くなりました。先ほど平成28年3月補正の防災費36ページの300万円の時間外の積算基礎でございます。

1月の大雪のときが7日間、延べ56人、1,700時間程度の合計になっております。それから2月の対応が4日間、30人で1,300時間ぐらいありまして、それを積算したものと、まだ補正予算を計上した時点では大雪の状況の中での積算でございましたので、それ以降の分を一応計算をしながら積算をしたところということでございます。ですから、11日間で実質は86人の時間で申しますと、全体の時間は1,200時間程度でございます。金額は300万でございますけど、以上です。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） このたびの雪っていうのは、週末に降ることが多かったのです。時間外っていうよりは休日出勤とかも含めてのことですかね。土日でしたら休日出勤、それとまた別に時間外っていうような、もちろんそういう振り分けでの300万の試算でよろしいでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 休日も含めてということでございます。

○議長（酒本敏興） 以上で質疑を終わります。

暫時休憩をします。

議員の皆さん方は全協室にお願いをいたします。

執行部の方は全協が終わり次第本会議を開きますので、そのままでお待ちをいたしたいと思います。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 3時52分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第40、議案第13号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第13号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第14号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第14号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第15号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第15号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第16号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第16号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第17号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第17号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第18号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第18号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第19号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第19号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第20号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第20号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第44号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第44号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第45号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第45号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第50．陳情について

○議長（酒本敏興） 日程第50、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月10日から20日までの11日間を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって3月10日から20日までの11日間を休会することに決定しました。

来る3月9日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

3月21日は本会議を開き、各委員長の報告をもとに質疑、討論、採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成29年3月8日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 中 野 ゆ かり

智頭町議会議員 平 尾 節 世